

第百九回 参議院 環境特別委員会 會議録第三号

昭和六十二年九月二日(水曜日)  
午前十時二十五分開会

委員の異動

八月二十日

辞任

木宮 和彦君

補欠選任

森下 泰君

出席者は左のとおり。

委員長

山東 昭子君

理事

石井 道子君

曾根田 郁夫君

丸谷 金保君

高桑 栄松君

委員

青木 幹雄君

石本 茂君

梶木 又三君

関口 恵造君

原 文兵衛君

星 長治君

宮崎 秀樹君

小川 仁一君

田淵 勲二君

渡辺 四郎君

広中和歌子君

沓脱タケ子君

近藤 忠孝君

山田 勇君

国務大臣

国務大臣  
(環境庁長官)

稲村 利幸君

政府委員

事務局側

第二特別調査室

菊池 守君

説明員

通商産業省機械情報産業局総務課長

渡辺 修君

自治省行政局選挙部政治資金課長

中地 洸君

環境庁長官官房

山内 豊徳君

環境庁企画調整局長

加藤 陸美君

環境庁企画調整局長

目黒 克己君

環境庁大気保全局長

長谷川 慧重君

本日の会議に付した案件

○公害健康被害補償法の一部を改正する法律案  
(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(山東昭子君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

去る八月二十日、木宮和彦君が委員を辞任され、その補欠として森下泰君が選任されました。

○委員長(山東昭子君) それでは、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。稲村環境庁長官。

○国務大臣(稲村利幸君) ただいま議題となります。

した公害健康被害補償法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公害健康被害補償制度は、相当範囲にわたる著しい大気汚染または水質汚濁の影響により健康が損なわれた人々に対して、その迅速かつ公正な保護を図るため、汚染原因者の負担に基づき各種補償給付の支給等を実施し、これにより公害健康被害者の救済に大きな役割を果たしてきたところであります。

ところで、我が国の大気汚染の状況を見ると、硫酸酸化物による汚染は改善される一方、窒素酸化物及び大気中粒子状物質による汚染は、近年やや改善が見られるものの、長期的にはほぼ横ばいで推移するなど、その態様に変化が見られております。

このため、中央公害対策審議会において、昭和五十八年十一月以来、近年の大気汚染の態様の変化、その健康への影響に関する科学的知見等を踏まえ検討が進められた結果、昨年十月、公害健康被害補償法の第一種地域のあり方について答申が取りまとめられたところであります。

この答申は、現在の大気汚染の状況のもとでは、新規に患者を認定し、大気汚染の原因者の負担に基づき個人に対する補償を行うことは、民事責任を踏まえた本制度の趣旨を逸脱することとなるため、現行の第一種地域をすべて解除することが相当であり、今後は個人に対する個別の補償を行うのではなく、総合的な環境保健施策を推進することが適当であるとしております。

今回の改正は、本制度をより公正で合理的なものとするため、中央公害対策審議会の答申を踏まえ、第一種地域の指定がすべて解除された場合に対応できるように所要の改正を行うものであります。

次に、法律案の主要事項についてその概要を御説明申し上げます。

第一は、法律の題名及び目的の改正であります。

現行の法律は、大気汚染または水質汚濁の影響による健康被害についての補償を行い、被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としておりますが、今回新たに大気汚染の影響による健康被害の予防のために必要な事業を実施し、健康の確保を図ることとしているため、法律の題名を「公害健康被害の補償等に関する法律」に改め、あわせて目的について同様の趣旨をつけ加えております。

第二は、費用負担に関する規定の整備であります。

これは、第一種地域の指定がすべて解除された場合においても、指定解除前に認定を受けた既被認定者に対する補償を継続することができるよう、その費用負担の仕組みを汚染原因者負担の観点から整備するものであります。

具体的には、第一種地域の指定解除前のばい煙発生施設等設置者から汚染負荷量賦課金を徴収することとし、賦課金の額については、指定解除前の排出量を基本に、指定解除後の排出量をも勘案して算定することとしております。

第三は、公害健康被害補償協会の業務等に関する改正であります。

現在の大気汚染の状況に応じて今後は総合的な環境保健施策を推進することとしておりますが、このため、公害健康被害補償協会の業務に、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究等の実施及び地方公共団体に対する助成に関する業務を新たに加えております。あわせて、協会の名称も「公害健康被害補償予防協会」に改めることとしております。

協会が助成する地方公共団体の事業としては、健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練、施設整備等を定めております。

また、これらの事業に必要な費用をその運用によって賄うため、大気汚染の原因者等から拠出される拠出金を財源として基金を設けることとしております。

なお、基金が積み上がるまでの間は、協会は、拠出金の一部を事業費に充てることができることとするとともに、政府は、協会に対して基金に関する財政上の措置を講ずることができるとしてしております。

この法律案の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内の政令で定める日としております。

なお、衆議院におきまして、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する規定について所要の整備を行う等の修正がなされております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山東昭子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小川仁一君 私は比較的公害の少ない岩手県の出身でございます。しかし、この前にもこの委員会で自然保護問題を訴えました。岩手県は、特に葛根田のブナ林、そこにある天然記念物、非常に遺伝的な要素を持つああいふ森林、こういったようなものが一つの経済効率で破壊されようとしております。そのときも申し上げましたが、一つの種の絶滅が人間の絶滅を予感させるような行政になってはいかぬ、こう申し上げました。東京へ参りましたら、これはまた、岩手の自然を保護するというのではなくて、人間を保護し

なきやどうにもならぬじゃないかという実感を率直に感じております。この空気、こういったものの中で人間が生きていくためには一体どうすればいいのかわからないことを考えてみたいと思ひ、岩手の感覚でこういう問題を取り組んではいけなと思ひ、実は先日、東京都内新宿区を中心に測定している自分自身で路上に立って見て、あるいは患者さんのお話を聞いて、体でもって今回のこの法案に対する一つの感じをつかみ、そして環境庁にお話をしたい、こういう気持ちでございます。

短い時間ではありましたが、そういう私自身新宿区を自分の体で体験した感じから言え、この法案は当然撤回されるべきだと思ひます。環境庁長官、私と同じように新宿区内でもいい、どこでもいい、自分で三時間路上に立ってごらんない、どういうことになるか。そして患者さんのお話を聞いてごらんない、どういう気持ちになるか。私は、オーバーな言い方ですけども、あそこの中で人間が存在するための条件というものを、あるいはそういう状況の中で病気になつておられる患者さんの状態というものを本當に知つたら、とてもこういう法案は出せないと思ひます。長官、自分で御体験になつたことはあります。御体験になり事実をごらんになつた上でこの法案を提案しておられるのですか。私は、撤回を要求しながらこういうことをまず最初にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(稲村利幸君) 小川先生の御質問でございますが、私も国民の健康を守る環境庁長官といたしまして、当然、大都會でのNO<sub>x</sub>等に関して、これでは早く改善をしなければという気持ちで、日ごろ強く抱いておる一人でございます。

しかし、今回の公健制度の見直しの基本的な考え方として、硫酸酸化物の著しい減少など大気汚染の状況の変化や、大気汚染と健康影響に関する科学的知見の進展を踏まえて、今後の第一種地域のあり方について中央公害対策審議会において三年にわたり慎重に御審議の上取りまとめられ、その

答申に基づき制度を公正かつ合理的にしなければならぬ、こういう基本に立つての改正をお願いしておるものでございませう。

今回の制度改正により、今後は、これまでの公害患者に対する個別の補償から健康被害予防事業の実施等総合的な環境保健施策を積極的に推進することなどにより、地域住民を対象とする大気汚染による健康被害の未然防止に力を入れて国民の健康を守る、こういう基本的認識に立つてお願いをしておるわけでございませう。

○小川仁一君 私は、新宿の路上に私と同じように立ってみられた経験があるか、あるいはこれからそういう経験を、視察をおやりになる気があるかということも聞きたくてです。

○国務大臣(稲村利幸君) 長官に就任させていただいて以来、大臣視察として京浜地区のトラック団地等という排気ガスの意識的な調査に一度出かけさせていただきました。しかし、三時間間もわざわざそのために立っているというようなことはしないで、トラックから出る排気ガス等々の視察には改めて意識して行かせていただいた経験がございます。

○小川仁一君 大臣が御視察なさる場合はほかの御案内役もおつきになりますし、我々でも、お客さんが来ますと家の中で言えば一番いい部屋に通して、こういうふうな日本人の習慣があるものですが、ほんの短時間で実態をお知りになるといふことはかなり難しいと思ひます。以下いろいろ御質問を申し上げます。御撤回の考え方、意思というものをお伝えしてまいりたいと思ひます。

先日の衆議院の議事録並びに参議院本会議におきます中曽根総理の発言の中で、指定地域解除後も大気汚染がひどければ科学的データに基づいて再指定もあり得る、こういう趣旨、ちよつと言葉は違ふかもしれないですが御発言がありました。環境庁長官、総理の考え方と同じでございませうか。それとも幾らかの違いがございませうか。その点をお願いいたします。

○国務大臣(稲村利幸君) お答え申し上げます。

環境庁としてのまず第一の責務は、今先生の御質問のように著しい大気汚染が生じないようにさらに公害対策を推進し大気汚染の防止に万全を期していかねばならない、そういう今気持ちをこの法改正をお願いすると同時に、万が一かつてのよう著しい大気汚染がという御質問に対しての中曽根総理の再指定を含めて適宜適切な措置をとるという御答弁、私も全く同じ気持ちでございます。

○小川仁一君 私五時間ぐらい質問をさせていただきたいと思ひておることを詰めて詰めてやっていますから、質問を申し上げた点を要点的にお答え願ひたいと思ひます。

同じ考え方だとして、このことについて具体的に総理はどう考えているかを含めてお伺ひしますが、大気汚染がひどければというのは全国的な平均値という意味か、それとも今まであったような地域のことが、それとも局地的なことか、あるいは数人の感受性の強い集団という表現があったやうであります。その集団に対してのことか。これも大臣からお伺ひいたします。

○国務大臣(稲村利幸君) かつての四日市のような大気汚染があった場合のことを私は申し上げておるわけでございませう。

○小川仁一君 中曽根総理もそういうふうな四日市のような状況ということで大気汚染がひどければ、こう言っているのですか。

○国務大臣(稲村利幸君) そう理解させていただきます。

○小川仁一君 そうするとあの場合は、非常に物すごい濃度と、裁判の中でも殺人的という表現さえある。特定地域にそういう状態がない限りは大気汚染がひどいというふうな認定はなさらない、こういうふうな伺つてよろしいでしょうか。○政府委員(目黒克己君) 先ほど大臣から御答弁申し上げましたことにつきましては、日本全国考えまして、そしてまたNO<sub>x</sub>等も含めまして全体的に見て大気汚染の状況の変化があったというこ

とを申し上げているのでございます。しかしながら、当然専門委員会報告あるいは答申等にも触れておりますように、この沿道等の一部の地区の大気汚染の問題につきましてはいろいろ改善すべき、あるいは予防すべき、あるいは対応しなければいけないようなものがある、こういう趣旨のもとに大気汚染の状況を理解しているところでございます。

○小川仁一君 私質問したのは、また逆に言いますと、非常に感受性の高い集団があるということとを専門委員会でもお話しになっておられました。が、実はそういう感受性の強い人たちの中から多数発生する場合もあり得るわけです。だから、感受性の強い集団に対して大気汚染が著しいときには再指定するの。それから、今あなたがおっしゃったように幹線道路その他局地的な部分が非常に汚染が強い場合には再指定するの。あるいはもともと大きな地域もひとつに指定するの。あるいは全国全体なのか。この四つに分けて質問をしています。目黒さんは御答弁が非常にお上手でいらつして質問しない方向の方へ御答弁をなさる傾向がございますから、聞いたことに御返事を願いたいと思います。

○政府委員(目黒克己君) 先生の御質問の御趣旨は、一つは感受性の高い集団というものについてというふうな受けておられます。それから二番目の問題については、この地域の再指定の可能性のあり得る状況についてということと四つの例を示されて御質問になったというふうな私ども受けとめておるのでございます。

まず最初の感受性の高い集団についてでございます。これはもちろん、その周辺の地域の中で一つの対応ということの中の一つに専門委員会の中では留意事項として出ているものでございます。この感受性の高い集団と申しますものは、一つは、これは極めて学問的なレベルのものでございまして通常の疫学あるいは通常の調査等では把握できないものがある可能性が。したがって、こういう感受性の高い集団については十分今後と

も配慮しなければならぬと、こういう趣旨の答申でございまして、私も、この点につきまして今後の研究調査の中で対応してまいりたいと思っております。

それから二番目に、そういう感受性の高い集団を踏まえまして再指定の可能性についてでございますけれども、今の先生の御指摘のものを含めましてこの地域の指定を行います場合には、基本的には、将来大気汚染が激化して三十年代、四十年代のような激甚な状況になった場合に、その時点の科学的な知見というものに照らしまして一つの対応をしなければならぬ、このように考えているのでございます。またこういう状況は、先生御指摘のように具体的にどのような状況であるかを想定するということは、将来の万一の場合のことでもございまして、大気汚染の態様も変化しておりますので……。しかしながら私も、全体として先生の御指摘のものを含めて理解をしているところでございます。

○小川仁一君 答弁になっていない。きつち聞いたことを、四つに分けたのだから、それを答弁しない。

○政府委員(目黒克己君) 繰り返し申し上げますけれども、私どものこの再指定の一つの考え方は先ほど申し上げました趣旨に基づくものでございまして、この沿道等局地的なものあるいは大きい地域のもの、あるいは今後具体的な先生が御指摘になりましたそれぞれのものにつきまして、こうしたような状況があらわれた場合にはこれはすべてこの対応をする可能性があるということでお答えを申し上げます。

○小川仁一君 そうすると可能性なんですね。総理がおっしゃったのは可能性をおっしゃったんですか、それとも決意をおっしゃったんですか。これは大臣。

○国務大臣(稲村利幸君) 総理がお答え申し上げたのは可能性、あり得ることというふうな解釈を私はしております。

○小川仁一君 あり得ると言ったから、可能性ありですね。このあり得るといふのは科学的データに基づいてとあるわけですね。じゃ、さつき四つの地域に分類をいたしました、このような地域にどのような科学的データを求めるための調査をやり研究をやるのか。これを伺います。

○政府委員(目黒克己君) ただいまのような状況については再指定をいたしますためにどのような調査研究を進める必要があるのかと、こういう御趣旨に私も受けとめましてお答えを申し上げます。まず、環境庁といたしましては、今後この調査研究を推進いたしまして、再指定というような事態を招く前に適宜適切な対策を講じて大気汚染によります健康被害を未然に防止するというまず基本的な考え方があるものでございます。また、大気汚染の健康影響に關します調査研究ということにつきましては、従来からさまざまな調査研究を私どもも行つてまいつてきたのでございまして、さらに今回の制度の見直しを契機といたしまして、環境庁におきましては、環境保健サーベイランス調査それから局地汚染の健康影響調査に着手をいたしましたところでございます。

またさらに、本法律案に織り込まれております健康被害予防事業の中でも大都市における気管支ぜんそく等に関する調査研究といったような調査を行つてまいるといふふうに考えているところでございます。このような調査研究、特に長期に継続的に大気汚染と地域住民の健康状況を観察いたしますサーベイランス・システムの構築、冒頭に申し上げました私どもが考えております考え方によりましてこのサーベイランスシステムといったようなもの、あるいは大都市におきまます云々という調査研究等を重点的に私どもも考えているのでございます。

○小川仁一君 五百億の予算でできるかできないか。また後で聞きますけれども、NO<sub>x</sub>とかSO<sub>x</sub>といったようなものの環境基準は今までと変わらないうこととございませうか。

○政府委員(長谷川慧重君) 環境基準につきましては、現在の環境基準が必ずしも達成されておらないという状況は先生御案内のとおりでございまして、そういう面でも環境基準を達成するために、特にNO<sub>x</sub>に關します環境基準の達成状況が悪いということと私どもはいろいろな対策をそれぞれ講じておるところでございます。

そういうことで、現在のNO<sub>x</sub>の環境基準につきましては、この基準を決めた経緯は御案内かと思ひますけれども、五十三年におきまます中公害審判におきまます結論をいたしましてその環境基準を定めたものでございます。この環境基準につきましても、五十六年から五十九年かと思ひますが、四、五年かけてかなりの大がかりな調査をやりました。現在のNO<sub>x</sub>の環境基準はこれで妥当であると、これで国民の健康を守る基準であるという判断をいたしましたところでございまして、この環境基準を現在どうこうするといふ考えは持っておりません。

しかしながら、引き続き私も、こういう大気汚染の健康影響といふものにつきましましては、関連の文献あるいは必要な調査を行つて今後とも科学的知見の収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

○小川仁一君 現在の環境基準はそのままやっていくと。調査の中で現在の環境基準に達成していない地域がいつばいございます。そういう地域は、総理が言う科学的データに基づいて大気汚染が著しいといふふうにとつてよろしゅうございませうか。これは中曾根総理がおっしゃったことなんですからやつぱり大臣がお答えになるのが至当と考えます。

○国務大臣(稲村利幸君) この問題は専門的なこととすので政府委員から答弁させます。

○政府委員(長谷川慧重君) NO<sub>x</sub>に關します環境基準の考え方に関するお尋ねかと思ひますけれども、NO<sub>x</sub>の環境基準につきましては先ほどもちよつと申し上げましたけれども、五十三年の中公害審判を踏まえまして定めたものでございまして、ある程度人の健康の偏りも考慮しながら

らの基準を決めた。だから、この基準が守られれば人の健康を保護するに十分であるという基準でございませう。いわゆる環境基準は、そういう面で人の健康を守るに必要な基準、しかもそれは、行政目標といえます。望ましい基準という考え方、でございまして、環境基準をオーバーしたからといって直ちに人が病気になるというレベルというぐあいには私も考えてないところでございませう。

○小川仁一君 環境基準に達してない地帯、いわゆる環境基準で非常に地域によってぐっと厳しいところがありますね。そういうところはこの総理が言った言葉に当てはまるのか当てはまらないのか聞いています。

○政府委員(目黒克己君) 御質問の件についてでございますが、この指定地域の中で今大気局長から申し上げましたような考え方を私もとっております。この公害健康被害補償法の考え方は、直ちに民事上の責任を踏まえまして補償するに合理性があるかどうかということが基本になっておりまして、したがって、そのような考え方等を踏まえまして、私もこの御指摘の点につきましても、直ちに基準値をオーバーしているから即それをもって地域を指定するというようには考えていないのでございます。もちろん、科学的知見と申しますから、それ以外のさまざまな科学的なデータ等を当然参考にするにと、このように私も理解をいたしているところでございます。

○小川仁一君 あなた、中曽根さんとこんなお話なすつたんですか。

○政府委員(目黒克己君) 私中曽根総理とそのようなお話をしたことはないのをごさいますけれども、先般の委員会の席上におきまして総理の御答弁等を拝聴いたしました。私も事務当局としてはそのように考えているという考え方を申し上げた次第でございませう。

○小川仁一君 一國の総理が国民に対して言った言葉というのは非常に重みを持つわけですよ。それを官僚が勝手に解釈しちやいかぬですよ。中曽

根さんという人は公約とか言葉を守る人という申し上げ方は適切かどうか分かりませんが、やっぱり委員会とか本会議でございましてその精神というものは、汚染地域が出てくれば、そのデータが出てくれば再指定があり得るんだという一般的な国民にわかりやすい物の言い方でおっしゃったと、まあ、同年代の私としてはそう考えるんです。あなたお話ししたこともないのに得々として解釈をなすつても、これは中曽根総理の真意を伝えるとは思わない。

大臣は、閣議等でこういうものを出したりお話をしておられるから一番そういう面でお話をしていると思うので、私が言うような気持ちで中曽根さんのおっしゃっているのか、それとも目黒さんですか、おっしゃっているような形でおっしゃっているのか、大臣の判断を聞きたい。

○国務大臣(稲村利幸君) 先生の今の御質問は、環境庁として十分検討し、それを踏まえて総理が御答弁くださった、こういうふうな理解をさせていただきます。

○小川仁一君 総理に説明しましたか、そういうことを。

○政府委員(目黒克己君) この辺の私どもの考え方につきましては総理の方に私どもの方から事務的に御説明を申し上げているところでございませう。

○小川仁一君 さっき何と言ったの。

○政府委員(目黒克己君) 私個人というお話でございまして。私は直接総理にお話をしたことはないのでございませうが、環境庁全体といたしまして、事務局として総理の方へ御説明を申し上げているところでございませう。

○小川仁一君 そうするとだれがやったの。

○政府委員(加藤陸奥君) 企画調整局長として御説明並びに御答弁申し上げますが……

○小川仁一君 だれがやったのと聞いているんです。

○政府委員(加藤陸奥君) 先生も十分御承知のことと存じますけれども、総理への日ごろの説明

は、直接やる場合ももちろんございませうけれども、秘書官を通じて詳細に説明をし、かつ必要な点があればさらに私どもが伺ったいたすわけにございませう。私もちよつと職務柄直接御説明申し上げたこともございませう。

○小川仁一君 そういう押し問答してもどうにもなりません。総理が言っている国民に対する言葉と環境庁がやっていることは非常に心理的に離れていて、精神的に離れている。環境庁はもう、公健法制定に至る、特に疑わしきは救済するといったような精神を捨ててしまわれたのではないですか。大きな政策の変更だというふうなこの法案を見て感ずるんですが、これはどうなんですか。

○政府委員(目黒克己君) 環境庁に対してこの公害健康被害補償制度の改正案を提出することについては御質問でございませうが、この件につきましては、私もあくまでも、制度全体の合理性というもの、それから科学的な知見を踏まえるということ、慎重に検討するということ等の手続を経まして私もこのように結論に到達し、かつ具体的には、地域指定を解除すると同時に新たに発生する可能性のある被害に関する予防を行うといったような立場からこのような改正に踏み切ったものでございませう。

○小川仁一君 環境庁の理念を聞いているんです。

○政府委員(目黒克己君) 当然、先ほど大臣の方から申し上げましたような国民の健康を保護するという観点等々といった先ほど申し上げました考え方に基づきまして私も環境庁の理念といたしておるところでございませう。

○小川仁一君 何か非常にこの法案を見て感じさせられることは、今まで罹患をされたその地域の住民の人たちを切り捨ててしまふ、新しく複合汚染で苦勞をしておられる住民の方々に目をつぶっているということなんです。特に自動車公害なんというのとは大変な健康被害が出ているわけなんです。今の被害はNO<sub>x</sub>といったようなものじゃない

くて複合的なものなんです。一つ一つで物を決定できない複合汚染なんです。大気は。その複合汚染の結果というものが科学的データで出されるような調査というものを具体的に今の問題に関連してお知らせ願いたい。

○政府委員(目黒克己君) 先生御指摘の複合汚染と申しますが大気状況につきましては、SO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>それからSPM、この三つのもの、現在の大気汚染にかかわります健康影響についてはこの三つで代表できると、このような御指摘が専門委員会からはあるのをごさいます。このような御指摘を踏まえまして私も各種の研究調査等を行っているのをごさいます。具体的に申し上げますと、大気汚染全体という観点から先ほど申し上げましたような調査あるいは研究、そのようなものを私も行ってまいりたい、このように考えているところでございませう。また過去におきましては、先般来お答え申し上げておりますように各種の調査も行つてまいりましたところでございます。

○小川仁一君 私も、この委員会が審議に入りまして、専門委員会の報告書あるいは中央公害対策審議会の会議録、そして非常に多くの人たちからいろいろな資料をいただきました。それで専門委員会の方はわかりました。これは医学関係、疫学関係の専門の方がお集まりになってお出しになったような結論でございませうが、日時的に見てみますと、五十六年に東京都が行った調査の中間解析というものが専門委員会において検討されたかどうかお聞きしたい。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘の東京都の調査につきましては、私も私のお願いたしました専門委員の方々の中にもその調査に入つておられた方もおられるのでございませう。

○小川仁一君 また、六十年の三月に神奈川の医師会が第一回目の調査発表をいたしました。これは専門委員会でお使いになりましたかどうか。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘の神奈川県の医師会の調査につきましては専門委員会におきましても取り上げられまして、そして先生方もこの調

査のことについては御存じでございました。専門委員会の中ではこれをどのように扱うかということと御審議した結果、正規の検討資料としては学術雑誌に掲載された論文等々というようなお考えがございまして、この専門委員会報告に直接活字として掲載されるには至らなかったものであるというふうに私も理解をいたしていただいております。

○小川仁一君 これ専門委員会の文献には使用したとか検討したということは載っていません。文献の項目の中にありませんけれども、これは間違なく検討の対象になったわけですね。

○政府委員(目黒克己君) 私もそのように理解をいたしていただいております。

○小川仁一君 専門委員会の方はいろいろ厚い資料をいただいたから苦労して読ましていただきました。この専門委員会が発表した報告書、これが中央公害対策審議会環境保健部会の作業小委員会によって答申のまとめをされたわけですが、そのとおりですか。

○政府委員(目黒克己君) 専門委員会報告が出て以後の中公審の審議の状況、特に作業小委員会を中心という御指摘でございますが、この点につきましては、まず最初に、専門委員会報告を環境保健部会に鈴木委員長が御報告されたのでございます。そしてその場で、作業小委員会に検討を部会としてお願いするということで作業小委員会ができて、この作業小委員会に専門委員会報告について等含めまして御検討をいただいた、こういう経過をたどってそして答申と、こういう手順を踏んだのでございます。

○小川仁一君 作業小委員会が報告を出す前に、東京都衛生局の複合大気汚染に係る健康影響調査総合解析中間報告が出ておりますね。これは作業小委員会として検討なさいましたか。

○政府委員(目黒克己君) この件につきましては作業小委員会の中でも御検討をいただいたのでございまして。

○小川仁一君 作業小委員会をめぐって非常に激しい議論があったやに一般的に伝えられておりますので、私もそれを入手しようと思っております。苦労したんですが、作業小委員会の皆さん、法律学者の皆さんのようなんですが、検討した中身を手に入れることができませんが、これをひとつ資料としてお出しを願いたいと思います。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘の資料の点でございまして、作業小委員会等を含めまして、この審議会の内部の審議の経過につきましては当時も部長と委員の先生方からもお話があった点でございまして、審議の経過は、非常にいろいろな意見があつて、その中で少しづつ一つの方向へまわつていくのであると、このようにおっしゃつておられたのでございます。そしてその経過の中では、仮に最初賛成をしておられたという方がおられても、あるいは最初反対しておられたという方がおられてもそれぞれ御意見が変わつてくるという可能性もあつたわけでございます。

また、それぞれの細かな点につきましてもいろいろ御審議をいただき、いろいろこの審議会全体あるいは作業小委員会全体としてまとめたものでございまして、この全体の結果として答申のようなものが出てきたのでございまして、そのような内容については、審議会の先生方の間でこれは公表しない、このようなことに取り決めになつていましてございまして。

○小川仁一君 国会があるいは官庁が任命した審議会のあり方については、私も内閣委員会におりましたからいろいろな方式で任命をしておられる、設置をしておられると思ひますが、ここに皆さんの方でお選びになつておられる委員の方々の意見が途中で変わったからといって——これは学問的、理論的に当然あり得ることです。だから私も撤回を要求しているわけだ、あなたの方に、私らの話の中で、そういうことはあり得ることなんですから恥ずかしいことでも何でもありませんが、自分の意見をよそへ漏らすことができないような情けない人々を選んでんだんですか。

○政府委員(目黒克己君) 中央公害対策審議会の委員あるいは作業小委員会の委員、専門委員会の委員を含めまして、先生方はこの公害の分野で、それぞれの分野での学識経験を有する方々をお願ひしたものでございまして。また先ほど先生方の御質問でございまして御意見が、いろいろ細部にわたつて意見があつて、それで結果としてそういう方向がまとつたということも事実でございまして、この辺の審議会の内容につきましては、どのような内容であつたか、どのような経緯をとつたかということについては、先ほどお答え申し上げましたとおりの先生方の取り決めであるのでございまして。

○小川仁一君 記録はあるんですね。こういう種類のものは議事規則で残ることになつてゐるから、そのものはあるんですね。

○政府委員(目黒克己君) 記録はございまして。

○小川仁一君 事はやっぱり、この法律を審議するために、私のような素人は疫学的な問題とかあるいはいろいろな調査とか、作業小委員会というのは法律学者だけのようでありまして、いろいろ法律上の問題とか、そういう物の考え方、討論の仕方をする、そしてこういう場所です委員会として討議に参加できることが議員としての務めを果たすことになるかと私は信じております。

この前電話したら、はい持つてまいりますと言ふから持つて来るかと思つたら、審議経過の一枚のプリントしか持つてこなくて、議事録は出せない、こういうおつしやり方です。物があつても出せない。何か国家秘密にでもなつてゐるんですかね、こういうものは。それとも個人の名誉を著しく傷つける可能性があるんですか。この二つともなかつたら国会に出さないという理由は正当化できないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(目黒克己君) この点につきましてはいろいろ御意見あるいは御検討を各方面でいただいたことも事実でございまして、この審議会の最終的なものは公表する、しかしながらこの経過等についてはこれは外へ出さない、こういうことでございます。

○小川仁一君 また先生の御懸念の一つは、今のお話にございましたように作業小委員会に専門家が入つていない等々といったような御趣旨と私も承つておるわけでございますが、この作業小委員会、専門委員会あるいはまた環境保健部会、特に環境保健部会には専門の委員会で専門委員会報告の作成に直接タッチされた方々も含めてこれを再度御検討いただいておりますのでございまして、この審議の過程等について特に問題はない、公正に行われたと、このように私も考えておるところでございます。

○小川仁一君 私は、あなたの方が問題がないというのを聞いてゐるんじやなくて、私たち国会議員がこの法案を審議するために必要だから出してくれと言つてゐるんです。国家秘密でもない、個人のプライバシーにも当たらないようなものかどうかが、当たらないと出たら出さなければならぬのかどうか、当たらないと出たら出さなければならぬのかどうか。私たち法案審議してゐるんですよ。出してください。中公審の審議会の議事録を含めて御提出を願ひます。長官どうですか。

○国務大臣(福田利幸君) 中公審の議事録のことでは先生の御質問でございまして、この中公審への諮問、答申そのものは公表されます。そして答申取りまとめの経過に関する議事録等については中公審の決定を尊重する。中公審では、審議会での自由な討論を確保するという観点から会議は非公開を原則として、議事録は委員以外閲覧できない、こういうことになつております。

○小川仁一君 それじゃ、その議事録というのは委員と事務局以外の人は知つていないと、こう考へてよろしうございまして、長官。

○政府委員(目黒克己君) 私もそのように理解をいたしておるところでございまして。

○小川仁一君 そうでない事態が起こつたときの責任はだれがとりますか。

○政府委員(目黒克己君) この点につきましては、やはり審議会の先生方各位はそれぞれの御信念、学識経験に基づきましてそのようなことがないんじやないかというふうに私も理解をいたして

ているところでございます。したがって、そのような状況になりましてこの責任云々というようにすることについては、現在私ども何も考えていないのでございます。

○小川仁一君 いろんな人たちが持っていますよ、これ。国会議員が法案を審議するときに、その法案のもとになった討議とかあるのは内容をあなの方からいただかないで、ほかのだからからこうやって苦労して集めてきて審議をしなければならぬという状態は、これ正常な状態と思えませんがね。私はやっぱり、別に国会議員の権威を勝手に着て物を言うつもりはありませんよ。しかし手に入れたとすれば入れることができる。私以外の人が持つて持っている人がかなりある。いろんな人が持つていますよ。これはあえて、それを手に入れようかと思つたけれども、それでは、そのもの自体がどこかで改ざんした可能性もあるというあるいはどこかの部分だけを引用しているという場合もある……。こういう状況で御質問を申し上げるということは非常に困る。こういうことで審議会の議事録を要求いたします。

そして、特にその中にはいろいろな話があるんですね。例えば何ら作業委員会の委員長でも副委員長でもない人、そういう人が総会に報告をした。なぜ権限のない人がそういう報告をするんだらうかと思つたり、いろいろな疑念がわきます。したがって私は、審議会の議事録をいただいて、自分の一方的な解釈によつて審議に参加することではなくて、公正に審議を進めたいと思ひますから要求をいたします。それがなければこれからの公正な審議というものは私はできないと思ひますので、委員長、これ理事事に諮つていただきたいと思います。

○政府委員(加藤陸奥君) ただいまの先生の御質問並びに御意見でございますが、実は私も中央公害対策審議会の事務局であるわけでございまして、先生御理解賜りたいのでございますが、事務局には事務局としての限界と申しますか、責務と申しますか、あるわけでございます。先ほど環

境庁長官の方から御答弁いたしましたように、中央公害対策審議会の決定として決められておりますことを私も事務局は尊重をしなければならぬ立場にあるわけでございまして、その辺のところは御理解賜りたいと思ひます。

○小川仁一君 諮問の傾向が途中から変わったような感じがするんです、審議会に対して。あなた方は事務局だから、私は環境委員として審議をするために必要な資料として要求しているんです。それだけです。国家秘密であるとか個人のプライバシーを侵害するのであればいただきますせん。そうでなくや、こういうものは関係する皆さんに公開されてしかるべき性格のものなんです。本来は、討議の過程でいろいろ面倒なことがあられるかどうかで非公開で討議をされたということをご否定しているんじゃない。しかし、それは議事録があるはずだからそれを下さい、こう言っているだけです。

私に、これからの中央公害対策審議会の中身に對しての質問を、だれかが流した資料によつて質問をしろと、そういう環境庁の態度であれば、さうお答え願えればそれによつて質問をします。が、さつき言つたようにだれも漏らしたはずがないと、こう言っているんですから、そういう言い方はまさかなさらないと思ひますから、審議会の議事録をお出し願ひたい。出せないということはあり得ない。国会議員の環境委員の一人として絶対これ要求します。これが出ないうちは私は次の質問を行いますので、留保しますので、ぜひ理事会で御検討をお願いいたします。

○委員長(山東昭子君) ただいまの問題は理事会で協議をいたしますので、引き続き別の問題について御質問をいただきますと思ひます。

○小川仁一君 進めませんよ。私は持つてゐるんですが、これインテリかどうかからぬのです。だから、これが質問をする順序でございまして、それから、これを質問したから次の問題が出てくるわけでございまして、それが出ない限りや私はとても質問を続けられません。ぜひ、暫時休憩し

てもいいですか早く急いで決めてもらいたい。非常に大事なことです。これ国会議員の権限にもかかわることだ。

○委員長(山東昭子君) それでは、環境庁として提出を希望したにもかかわらず、審議会の今までの取り決めで非公開という形になっているわけでございまして、新たに委員として……それでは暫時休憩をいたしましてこの問題を……休憩をさせていただきますと思ひます。

午前十一時二十七分休憩

午後零時二分開会  
○委員長(山東昭子君) ただいまから環境特別委員会を再開いたします。

理事懇談会で協議いたしました結果、ただいま問題となりました資料に関しては、改めて環境庁に對し提出するよう要望いたします。

○政府委員(加藤陸奥君) 中公審会長に申し上げ、相談いたします。

○委員長(山東昭子君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩といたします。

午後零時三分休憩

午後一時二分開会  
○委員長(山東昭子君) ただいまから環境特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○小川仁一君 先ほど中公審の議事録をお出しするようにお願いをし、理事会で要望されたところ、会長にお諮りになつてという話がございまして、直ちに御返事が無いものだろうと考えまして、私はそれに対する質疑を一応保留して次の質疑に移らせていただきますが、きょう開会がおくれました分と、先ほどお願いしたことによつて理事会で休憩になった分は会議録が出る出ないとい

う御返答のあつた後に回しまして、きょうは、当初理事会で決めたように四十分開だけ質問をさせていただきますが、よろしゅうございましょうか。――じゃ、委員長お願いいたします。

先ほど、神奈川の医師会が六十年三月に発表した神奈川県下広域的気管支ぜん息患者実態調査というのを専門委員会で検討したと、こうおっしゃつておりますが、学術論文でないから文献には載せなかつた、正規の扱いは余り本格的にはしなかつたというふうな御答弁を聞きましたが、局長、間違いないでしょうか。

○政府委員(長谷川慧重君) ただいまの先生のお尋ねの件に關しましては、私は大氣の關係でございまして、公健法の關係は環境保健部長の方でやつておりますので、詳細につきましては存じていないところでございます。

○小川仁一君 担当の局長はお見えになつてないですか。部長さんが見えになつてゐるのはわかっていますよ。しかし、物の順序として局長が答えるのが普通の委員会の順序で、局長さんが答えないでさつきからずと部長さんがお答えになつてゐる。官僚の順序というものは部長の方が上かもしれないけれども、何か局長の出番がないようなんですが、私は局長にお伺ひしたんです。

○政府委員(加藤陸奥君) 局長のもとに環境保健部があるわけでございまして、統括者は私の方でございまして。ただ、先生御承知と存じますが、所掌分担というものがございまして、それに従ひましてまず担当の部長から御答弁申し上げておるわけでございます。

ただいまのお話の資料の記載の内容につきましては部長が御答弁申し上げたとおりでございまして。

○小川仁一君 学術論文ではなかつたから専門委員会の文獻には載せなかつたと言ひますけれども、私この専門委員会の文獻を見てみましたが、東京都衛生局の中間報告は載せてある、またおたくでやつてゐる中間報告も載せてある。しかし



神奈川のこの医師会の論文だけは載せていないという事は、これは実際は検討しなかったということじゃないでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) 当時の専門委員会の御審議の過程の中で御指摘の点につきましては、正規の資料といたしましては、学術雑誌に掲載された論文及び国、自治体の行った調査を取り上げることとすると、このように専門委員会では決めたわけでございます。先ほど私は学術雑誌に掲載された論文等ということでお話し申し上げましたが、正確に申しますと国と自治体というものが入ってございます。しかしながら、この委員会の中でのお話し合いの結果この神奈川県医師会のは取り上げないことにしたと、このように私も理解しているわけでございます。

○小川仁一君 それでは、その討議内容は後で会議録やその他が出たときにお聞きすることにして、同じく神奈川の医師会の調査で、六十一年の十月に調査が終了して六十二年の三月に発表されたものがありますが、これは全然審議の対象にはなっていないわけですね、これは。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘の六十一年十月でございますが、調査をされたものというところでございますが、そのことにつきましては、私もちょっと今正確には存じておりませんけれども、恐らく先ほど申し上げたようなことから報告書の上に文献として掲載するには至らなかったのではなかろうか、このように理解しているところでございます。

○小川仁一君 この調査を拝見いたしましたのが、非常に医師会の総力を挙げておつくりになった調査でございます。皆さんの方でござんになった話なのであればいろいろ資料を申し上げても話がかみ合わないと思いますから、まあ、「解析のまとめ」という部分の一部を申し上げてみますと、例えば「年齢別では十五歳以下が全体の三八%を占めて本症の」、こういうふうな言い方をしたり、大気汚染との相関関係では、二酸化硫黄についてはこの神奈川地区では「日平均値の二%

除外値と人口千人対患者数との相関は」云々として、「工場排煙を主要発生源とするSO<sub>x</sub>の及ぼす住民への健康被害の問題が終焉したことは言えない」、こういう言い方。それから窒素化合物については「移動発生源である自動車対策については、その排出ガスの環境大気濃度への寄与率の上昇も予想され」、さらに大気汚染その他を出しておられます。

そしてこの表で今度は患者の発生率を見ますという、例えば非常にSO<sub>x</sub>が少ないと思われ箱根・小田原地区、その地区の湯元の患者発生率が鶴見区と同じような患者発生率になっているんですね。あれは非常に低い場所です。自動車の渋滞が大変多くて、こういうNO<sub>x</sub>については非常に汚染度の高い地域で、鶴見区はもうおわかりのとおり場所でございます。こういう同じような患者発生率があるということについて見ますという、とても中公審が言っているように公害源が減ったとか、第一種指定地域に当たるような大気汚染の著しい地域はなくなったとかという感じがしますが、もう全地域に広がっている、こういう感じがしますが、おたくの調査ではこういったような地点についてはどのようになっているのでしょうか。お知らせ願いたい。

○政府委員(目黒克己君) 私ども環境庁で行いましたのは二種類ございまして、一つは、三十三万五千人ほどを対象といたしました五十五年から五十九年度まで実施したもの、それからもう一つは、五十六年から五十八年度まで実施いたしました十二万人余りを対象としたものでございます。この二つの調査とも、それぞれの地区に現在の大気汚染の中で汚染濃度が最も高いと思われる地域も選びましてその調査の中で判断をしているものでございます。したがって、先生御指摘の非常に高い地点というものも私どもの方の調査の地点、地区の中には、例えば小田原がそのまま入っているかと申しますとそういうことではございませんけれども、大都市の高い地域のものについて入っているわけでございます。

○小川仁一君 このように医師会という民間団体が患者さんとの接触の中で大変良心的に、しかもこの神奈川の場合はほとんどの病院が参加して調査をしてもらえる大変貴重な資料だと私考えて拝見をいたしましたわけでありまして、しかし発表されたのが六十二年の三月、いわゆる閣議決定後、法案ができてからでございました。ただ、こういう場合におたくでは、第一回目の調査が五十八年十月調査したのを六十年三月に報告をし、それを専門委員会が使っているという事実、当然それはこういう民間団体の非常に良心的な調査を待つてからこういう法案をつくつてもよかったのではないかと思います。調査の資料不足あるいは科学的知見とおっしゃいますか、そういったようなもの不足を逆にいかにしてどんどんどんどん、そういう調査があつても投げて進んでいったような感じがするんですが、この辺どうなんですか。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘の点ではございますけれども、私どもの調査、それからそれ以外いろいろな報告等ございまして、専門委員会では多数のその時点での集め得ることができ、御指摘の調査等につきましても、私どもの疫学調査の問題につきましても私どもが行いました非常に大きな調査でございますが、この調査の中にほぼ結論としては含まれ得る、専門委員会がそのように御判断をしておられたのではないかと、ふいに私も理解をしておりますので、この辺でございます。

○小川仁一君 この最終調査は間に合わなかったから検討してないでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) 類似の調査につきましましてはいろいろなものがあるわけでございますが、その中でも代表的なものとして委員会は幾つかのものを取り上げられたのであろうというふうに考えておられるわけでございまして、私、先生がおっしゃっておられる調査も恐らくこれ最初に申し上げました医師会の調査と同じものではないかなと

は思いますけれども、延長線上の調査であるとか、ちよつとその辺つまびらかではございませんけれども、その辺のことにつきましては、当然専門委員会の先生方も御承知の上でそのような判断に立たれたものというふうに私も理解をしておりますので、この辺でございます。

○小川仁一君 私の言い方が悪かったかもしれませんが、神奈川の医師会の第一回の調査は六十年の三月に発表されておりますし、最終調査は六十二年の八月におたくの方へ出されておりますから、私は八月の方は専門委員会でも調査の対象にはならなかったらうとは思っています。

それで私が言いたいのは、一回目の調査があつて、続いて二回目の調査もやりますよという計画があつたんだから、これは第一種地域を切り捨てるといふような法案を、お考えを出そうとするならば、そういう調査もあるということをお前提にしておつて、もうちよつと時間かけていろいろな資料を集めて討議してもよかつたんじゃないか、こういう感じが申し上げたいんです。それは東京都の場合もそうなんです。何か衆議院の議事録を見ますと、岩垂さんが言っておりますが、東京都の衛生局の調査、これは三月にできたのを環境庁が圧力をかけて五月まで発表を延ばされたのではないかと、いふような言い方をしております。調べてみましたら、なるほど東京都の衛生局の奥付には三月の発行になっているんですね。だから、もう三月時点にはこれは発行されたものと考えるのが常識で、これは当然作業小委員会等では対象になったと思

います、いかがでございますか。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘の東京都の調査につきましましては、この作業小委員会等を含めまして専門委員会報告が出た後に、やはりそのものも御検討をいただきまして、そして答申の中にも東京都調査に関するところについての記載があるわけでございます。

○小川仁一君 この中身はまた後の問題にいたします。それで、実はどういう形でSO<sub>x</sub>とかNO<sub>x</sub>をお

はかりになっているかと考えて先日、測定局をいろいろお聞きをしてみました。あれ測定局というのは、環境庁の前のところでお聞きするところによると、やっぱり風向きにも影響される、曜日もよつても濃度が違う、あるいは時間によつても違うというふうな御説明がありました。したがって、平均値で環境基準を達成しているかどうかというところを出すことは大変間違いではないか。これは、その測定局の最高が幾ら、まあ、平均出してもいいですが、最低が幾ら、最高が幾らでどれくらいの高水準で何時間あったか、こういうふうなデータを出される方がいわゆる高濃度に対する暴露といいますが影響がわかると思うんですが、こういう分析はしておられますか。

○政府委員(長谷川慧重君) 大気に含まれておりますNO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>、浮遊粒子状物質につきましては、先生からお話ございましたようにいろいろな条件によつて刻々数値は変わつてまいっております。そういうことで、それらの物質につきましては自動計測等によりまして毎時はかつているわけでございますが、例えばNO<sub>x</sub>で申し上げますと、いわゆるデータとしましては一時間一時間置きの単位の数値が把握されておりますので、それを一日二十四時間で一日平均値という形で出してあります。それからその三百六十五日分の年平均値という形で出ております。そういうものにつきまして評価をする場合に、先生お話しのように個別の評価という方法もあるわけでございますが、NO<sub>x</sub>、NO<sub>2</sub>といいますが慢性影響を及ぼすような物質であるという観点から、その数値の評価に当たりましては一年じゅうの九八%値、これが環境基準を満たしているかどうかというところで判断をいたしているところでございます。それ以外にSO<sub>2</sub>に関しては、先生お話しのように非常に短期的な影響もあるというふうなことで、長期的な評価それから短期的な評価という二つの見方で環境基準が決められてございまして、そういう面での評価をいたしておるというところでございます。したがって、物質によりま

して評価の仕方を多少変えておるという状況でございます。

○政府委員(目黒克己君) 先生の先ほどの御質問に追加をさせていただきますと、各地の疫学判断あるいは疫学調査の結論を出すときに、ただいま局長がお答え申し上げましたような考え方を基礎にいたしまして判断し一つの結論を出したものと、このように私も理解をいたしておるところでございます。

○小川仁一君 環境庁の前の測定局も見せていただきましたし、それから私は自分の足で新宿区内の幾つか測定局を見て歩きました。あれ空気を吸する部分がありますね。あれの高さというのは路面上から何メートルぐらいを一番適当と考えておるか、それから道路からの距離はどのくらいを基準にしているか、お答え願いたい。

○政府委員(長谷川慧重君) まず空気を取り込みます高さの問題でございますが、大抵人間の背の高さというところで一・五メートルぐらいが一番よい形じやなかろうか。それから道路の端からの距離でございますが、一応現在ありますのは大体二メートル以内が全体の自排局の九割を占めておるという状況でございます。

○小川仁一君 国でやっている分はほとんど一・五メートルでございますか。環境庁の前は何メートルでございますか。

○政府委員(長谷川慧重君) 先生ごらんいただきました霞が関にあります自排局の採気口の高さは二メートルでございます。道路の端からは五メートルの距離でございます。

○小川仁一君 新宿御苑の中にもありますね。あれは甲州街道だったかな、新宿南口から行っている通りです。その二つを国でつくったのを見ましたが、どちらも植え込みの中に吸入口がある。あたりによく木を植えておられる。あれで、意地悪な言い方をすれば、樹木あるいは植え込みから出てくる空気と外から来る空気を中和させて吸い込んでいるというふうな見方もできるわけなんです。何が、何であれ植え込みの中へ置くんですか。植

え込みの中へ置いたら影響はありませんか、道路の面との影響というのは。

○政府委員(長谷川慧重君) 先生の御指摘は、NO<sub>x</sub>に関しては植物による大気浄化作用があるというふうなことから、植え込みといいますが、木の陰にあれば多少減るんじゃないかというふうな御疑問を持たれたんだらうというぐあいに思うわけでございますが、個々の測定点がそういう面では必ずしも完全であるということについては私もそこまで強く申し上げられませんが、場所場所によりまして、例えば霞が関のところでございますが、植え込みとはいいいながら多少それより高いところに採取口をとつておる、それから新宿の方は木の方から少し離れたところにつくつてあるというふうなことで、先生のおっしゃるような御疑問を完全に否定するものじやございませんけれども、そういう面では、ある程度そういう実際の空気の状況を把握できるような形でそれだけの採取口を設けておるというところでひとつ御理解いただきたいと思っております。

○小川仁一君 専門家がいないから、そういう場所にあるのがどれほどマイナスイメージがあるか、あるいは測定値に狂いが出てくるかというところはわかりませんけれども、環境庁の前の整備されている植え込みの中だ、それから新宿御苑の方で空気が取り入れるようになっておると、環境庁の入口から冷房が夏は出てくるだらうし、冬は暖房のあれが出てくるだらうしと思つたり、新宿御苑の中を吹いてくる風が非常に影響するだらうと思つたり我々素人はするんです。影響ありませんか。幾らかやつぱり影響あるでしょう。そういうことを頭の中で考えて設置したんですか。どうなんでしょう。

○政府委員(長谷川慧重君) 先生おっしゃられるように建物の関係あるいは公園の中の空気の関係等もございまして、その測定点は、それぞれ道路を走つております車の影響を見たいというところでございまして、車の通行量は、それぞれの道路が二万台とか二万五千台というぐあいにかなりの量の

の車が走つておるものでございまして、そういう面では車の排ガス量を測定するにはその問題のない場所というぐあいに理解いたしております。

○小川仁一君 植物は空気の浄化作用を持つていて思っているんです。ただ、SO<sub>2</sub>とかNO<sub>x</sub>とかをどの程度浄化するかというところは私も科学的にはわかりません。しかし一般的には、あんなところで空気を吸い込んで測定されて、そして達成しているのしていないのと言われたらかなわぬという気持ち、これは庶民の感情です。これはおわかりになると思う。やつぱり一番測定地が、例えば一メートル五十というのは子供の身長に合わせてもかとも考えてみたんです、気管支ぜんそくの子供が非常に多いからね。そういうことで考えてはみたんですが。

それだけ配慮している中に、例えば新宿で柳町というところがございまして。ここは前に鉛公害で大騒ぎになったところでございまして。道路は、一つは大久保通り、一つは外苑通りの交差点、牛込柳町、ここは低くなつていまして、行つてみますと、両側が斜面になつて高くなつていまして、ここは一番ひどいところだから行つて行つてみたら、ありました。その交差点から百メートルぐらい離れている。そしてその道路から二十メートル離れたところ。高さ三メートル五十、これが斜面でまた高くなつていまして、こういうので出した数値でさえこの地区は大変な高さなんです。これをあの一番問題になつた交差点の角へ置いたらどういふ数値が出てくるだらうかということとを私疑問に感じましたが、こういう数値でも出された数値は御信用なさいませうか。

○政府委員(長谷川慧重君) 先生お話しございました牛込弁天町にございまして測定点は、先生お話しのとおり交差点から少し離れたところにとつてございまして。これをまずなぜそこへつづつたのかというお尋ねになるわけでございますが、いろいろ条件、状況等がございましてここにつくつておるわけでございますが、一つは、NO<sub>x</sub>の採取口からそれを分析するところまでの距離が長くなりま



すとNO<sub>x</sub>なりNO<sub>x</sub>との関係が必ずしも正確に得られないというような点もございます。余り採取口からはかることまでの距離が長いと困るというような問題等もございまして現在のところそういう自排局の定点を設けておるといふことございまして、その数値は、先生お話しのとおり、環境基準を九八%としてかなりオーバーしているところでもございます。

それからさらに、その交差点のところはどうかというお尋ねになりますと、交差点のところはそれ以外に道路が交差しているわけでございましてさらに車の交通量が多いだろうというぐあいには思われますので、そういう面では、その点におきましてNO<sub>x</sub>あるいはNO<sub>x</sub>のレベルといふものは少し高くなるんじゃないかなというぐあいに推測いたしております。

○小川仁一君 地形はこの交差点が一番低いんです。鉛公署で問題になったから場所はおわかりだと思ふ。それから百メートルほど離れている。高さが三メートル五十ぐらいである。その上にもまた斜面で三メートルもある。それでこの下のNO<sub>x</sub>やなんかの汚染状態を見るということとはほとんど不可能ですから、私は、やっぱり人間が歩いてくる同じ平面といふんです。そしてそこから一・五メートルなら一・五メートルという高さで出された数字というものを非常に大事にして今後の公害対策に当たってほしいと思ひます。幹線道路じゃないんですよ、いわゆる何号線何号線という。普通の市内の道路でもこういう状況があるという事です。それを言い抜くをしようとしてやめたわけじゃないだろうが、えらい高いところへつくつちやつて、ここじゃ余り悪い空気が入りませんからね。NO<sub>x</sub>というのは重いんでしよう、どつちかという下で下がる傾向がある。こういうところで空気をとつてはかつちやつたと。科学的なんでしょうものじゃないですよ、これは。恣意的と申し上げる、あえて。

こういう状態は、国のものも含め、我々が日常生活しているものをそのままはかれるという状況

に直してもらいたい。そうすれば数値が必ず変わってくる。そうでなきゃこんな大勢の患者さんが出ないんです。非常にそこに問題があるのでこの点をもう一度お考えをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(長谷川慧重君) 私どもは自排局の設置に当たりましては、先生のお話にございましたように人が住むところ、しかも道路の影響のかなり強いところというふうなことから、道路からのそういう定点を置く場所までの距離につきましては、先ほどもお話し申し上げましたように二十メートル以内が大体九割ぐらいというところにそういう定点を設けておる。高さにつきましても一・五メートル、二メートル、三メートルというぐあいにそれぞればらつきはございましてけれども、全体から申し上げますと大体八割が道路から十メートル以内のところに定点を設けておるといふようなことでございまして。

御指摘の定点を申し上げますと、確かにちよつと、もう少しもつとよりよい場所といひますか、正確にはかれるところの方がいいのではないかと御指摘の点があるのかもしれないが、全般的にはそういう道路の距離あるいは高さといひますのが大体の幅におさまっているというぐあいに思つておることでございまして、そういう面では、全国的にはかなりそういう道路の、特に自動車の影響を把握する自排局といひますものは大体いい形に存在しておるといふぐあいに理解いたしております。

○小川仁一君 この付近に小学校がいくつかあるんです。牛込仲之小学校とか余丁小学校とかといふふうにあるんですね。子供たちに気管支ぜんそくの非常に罹患率が多い、患者が多い、こういうことを考えてみますと、学校の付近にそういうものを設置して、子供のことを考えて測定してみられるというお考えはありませんか。

○政府委員(長谷川慧重君) 必ずしも正確に数を押さえておるわけじゃないかもしれませんが、測定点と申しますのは大気公共の土地等に多く設け

ていることから申し上げますと、役所とかあるいは学校といふふうなところに測定点が設けられておるといふことになるというぐあいに理解いたしております。

○小川仁一君 私が言っているのは子供たちにぜんそく患者やなんかが多いからと。公共施設に設けるなんて言つてゐるんじゃない。子供たちをみんな親御さんたちが大事にしているから、学校のそばに今度新しく設けてみる気はございせんかとお聞きしているだけであつて、今の御答弁を期待しておりますが、予定の時間来ましたので、あと先ほどお約束したような質疑の継続をしたいと思いますから、きょうはこれで終わります。

○高桑栄松君 それでは質問をさせていただきます。私は、一昨日のこの法案に対する趣旨説明がありましたが、本会議で質問をさせていただいたものでありますが、あのときにお話ししたのは十分間でございまして、もう少し詳しく質問をさせていただきたいと思つてゐるんです。

まず私は、その冒頭に述べましたけれども、現状において地域指定の全面解除は時期尚早であり、私は反対である。しかし、環境条件が改善されつつあるというのを前提にすれば見直しということはあり得るだろう。しかし、見直し即全面解除ではない。つまり、地域別に診断をして治療したかどうかということがあるのであつて、地域別の診断をしないで全部治つちやつたということとは病気の世界では考えられないわけだ。これは、そういう意味で私は、地域指定の解除に関連しまして次のことを質問したいと思ひます。

まず、中公審の答申によりまして「一定の地域を指定地域として指定し、補償給付を行うことが合理的であるためには」というので二つの条件がついてゐるわけですね。その二つをひとつ挙げたいだきたいと思ひます。

○政府委員(目黒克己君) この二つの条件と申しますのは、一つは、「人口集団に対する大気汚染の

影響の程度を定量的に判断でき、」ということが一つ、それから二つ目が、「その影響が、個々の地域について、地域の患者をすべて大気汚染によるものとみなすことに合理性があると考えられる程度にあること」、この二つのものでございまして。

○高桑栄松君 今のお話の一番目というのは、人口集団に対して定量的にその影響が出てくること。これは疫学的な調査研究でそのデータを得ることができると思ひますし、そういったデータに基づいてこういう提案が出てゐるんだと私は理解いたします。普通我々が考える疫学的なデータです。ね。しかし二番目の、患者をすべて大気汚染によるものとみなす合理性というのは、まず大気汚染健康障害というのは因果関係が特定できないという前提があるので、だから、この中公審答申における合理性というのは何を言つてゐるんだらうかと。これは中公審のメンバーでないからお答えが面倒かもしれませんが、どう思ひますか。

○政府委員(目黒克己君) この合理性云々の問題でございまして、これは、この合理性があると考へられる程度ということにならうかと思つてゐるわけでございまして、先生が今おっしゃいましたように他の原因、これは気管支ぜんそく等の大気系の病気につきましてはいろんな原因があるわけだ。ございまして、その原因が明らかに大気汚染によるものと言へる程度になるようなものというふうなものと理解をされているわけだ。したがって、地域の患者の全員を補償の対象とすることが妥当と考へられるような場合といひますのは、先ほど申し上げましたようにこの大気汚染によるものといふふうには言へるというところが一つのポイントでございまして。したがって例へば、大気汚染による影響がぜんそく等の原因の過半以上を占めてゐる、そういうふうにならなせる程度でないといふけない、こういうことになつておるのでございまして。

したがって、大気汚染がぜんそく等の主たる原因であると考え得る状況下においては、四十

九年度答申にございますように、疫学調査とかあるいは医学的な調査というものであります。地域の有症率がある程度、先生の御指摘のような定量的なものに、自然有症率の二倍以上となつてくるような場合がこれに当たると四十九年当時では考えただけでございます。そのようなものと差がある、こういうような意味でその定量的ということについて答申は触れておるといふふうに私もは理解をしております。

○高桑栄松君 定量的というのは、さつき申し上げたように私は疫学的にデータがとれるものだと思うんです。大気汚染の濃度の多い少ないとか、患者の発生率というか、有症者の率ということ。その患者が大気汚染による症状を示しているというのは、何かラベルをつけて入れているわけじゃありません。でもこれは言えない。これは目黒先生もドクターでおられるので答えにくい部分だろうと思うんですが、医者としては先生もよくおわかりのとおりだと思ふんです。だから、非特異性であるところがこの患者認定を非常に左右する大事なポイントではあると思ふんです。

そこで、去る二月の東京高裁におけるNO<sub>2</sub>訴訟での前公衆衛生院長の鈴木武夫先生の証言というのが載つていた雑誌を見てなるほどとよくわかつたんですけれども、鈴木先生が証言の中で言つておられるのは、中公審答申で地域全面解除のところを条件を二つ入れておられるのはこれは明らかに病気を知らない人の言葉ではないか、そしてこれは、もし起きるとすればアクシデント以外にはない、こう言っているわけですね。一〇〇%これを満たす条件というのは確かにアクシデント以外にはないのではないかと。オール・オア・ナッシングみたいどこかでばつち切るといふのが法律のようでありまして、医者の世界で健康者と病人とを区分けするのは違ふようでありまして、この辺はやつぱり若干あいまいではあつても考え方がなければならぬと思ふんです。

そこで今の鈴木先生の証言について、二つあつたわけですね、要するに病気の現実を知らない人の頭で考えた文章じゃないんではないかというのと、事故以外にはあり得ないということなんですが、コメントはいただけますか。

○政府委員(目黒克己君) 事故以外にはあり得ないという点でございますが、少なくともこの制度発足当初の昭和三十年代、四十年代の状況においてはそのようなことがあつたことは事実でございます。その当時はある程度そのようなことが言える状態であつたことは事実でございます。

それからこの医学的な面につきまして鈴木先生がそのようにおっしゃつたということについては私も十分聞いておるのでございますが、この医学的な面については、先ほど先生からも御指摘がございましたように、ぜんそく等の疾患は大気汚染以外の原因でも起こり得るということが一つございまして、この医学的な面というものと、それから低濃度の中においてどこまで言えるかといつたようなもの等を含めまして主として医学的な面では先生がおっしゃつておられる、このように理解をしております。

先生御承知のように公害健康被害補償制度は、そういう医学的な知見とそれからもう一つ、大気汚染による患者に対して汚染原因者の負担によつて補償を行うという一つの割り切りを行つていふという面がございまして、その割り切りを行つたという面とこの定量的な面云々、合理性云々という先般の御議論いただいているところがその辺のところには当たらないかならうかと、このように考えておるのでございまして、鈴木先生のおっしゃつておられるのは、私どもの答申の中の医学面ということについて、先生は医者でございまして、おっしゃつておられるのはなかならうかと、このように私も受けとめておるのでございまして。

○高桑栄松君 私がこういう場に立たされていただけになつてから一貫して申し上げておられるのは、やはり私は、医学者の立場で物事を見てそ

れで私なりの結論を出したいということなので、加害者負担の原則で幾ら出すかというのは、患者さん側になれば多い方がいい、出す方にすれば少ない方がいいという何か商売のバランスみたいなもので、論理的な根拠というのはいさや薄いんじゃないか。ですから私の論議にはこれなないんではないか。ですからその部分は私はおいておいて、やはり医学的な知見ということがどれくらいこの中で重みを出していくかと。ただ、医学的な知見といつても、水俣病のときもそうでありましたが、一〇〇%確定的なことはできないんです。どんな場合でもできない。だから、その辺にあいまいな部分が残るので、私はこのあいまいな部分をどうするのかと。

一つは研究です。研究を進めていくというのは、不確定要素を次第に確率を高めて確定要素に変えていくというのが研究なんです。だから、研究が大変進みますと、余計な話になつちやいましたけれども、医者が要らなくなるだろうと思ふんです。症状が、非常にたくさん情報が入つて、コンピュータに入れるともうぱつと出てくる。医者の免許証要らなくなる。今幸い通用しておりますので、私も免許証を持つておりますので失職したらまた働かしてもらへるかと思つておるわけでありまして。

まあ、そういうことで、今お話ししたところが私にとつては非常に大事なポイントなんです。昭和三十年代、四十年代とおっしゃつたわけですが、それから四十年から五十年にかけて見ると全国的に気管支ぜんそく患者は増加している、それから被認定患者、つまりぜんそく患者ですね、これも同じ水準である、こういうことが載せられておるんですが、これは何を意味しようとしたんでしょうか。伺いたいと思ひます。

○政府委員(目黒克己君) この点につきましては先ほど来申し上げておりますように、認定患者といふものは医学的に申し上げれば他原因によつて起こつてくると、こういうことでございまして、少なくとも大気汚染を原因とするもの以外

のものについても当然これは大気汚染によるものと、こういうふうにも当初からみなしてこの制度をスタートさせているのでございまして。

したがいましてこの点につきましては、やはり認定患者がふえるからといって直ちにこれをもつて大気汚染と言ふことはできないだろう、あるいはまた、全体的にそのほかの地域についてもぜんそく患者が非常に大都市を中心としてふえてきているという現状にあるのもこれまた先生の御指摘のとおり事実でございますが、こういう一般的な小児を中心とした大都市におけるぜんそくがふえてくるという問題につきましては、これは国民生活の変化あるいは食生活の変化あるいは住居環境の変化等々といったいろいろな原因が入つてまいりますし、直接大気汚染以外に例えばダニ、カビ等によりましてアレルギー質とか、いろいろの要因が加わりまして起こつてきているものと、このように私も理解をしております。

○高桑栄松君 あの文章を黙つて読むと、認定された患者の増加と全国的なぜんそく患者の増加が同じだからもはや大気汚染地区だけが問題なのではない、こう言つておられるように私は見たわけなんです。

それで、昭和五十九年の厚生省の患者調査結果というのがありましたのでそれを私なりに分析をしてみたんです。その中で、全国都道府県の中で十都府県が指定地域を含んでおられる。この十都府県のぜんそく患者と全国四十七都道府県のぜんそく患者とがどうなつておられるかというのを見てみたわけなんです。人口比で見ますと、十都府県で五千六百万人なんです。一億二千万の人口で割つてみますと四七%なんです。ところが、指定地域を含む十都府県ですと患者が七万二千人なんです。細かく言うと七万二千二百人。それから全国のぜんそく患者が十三万八千六百八十八人という推定になつております。いずれも推定に近いものですが、これは患者比は五二%なんです。もし全国と指定地域とが同じ患者であれば全国分の人口比は

全国分の患者比とほぼ同じでなければならぬという一つの仮説で言いますと、ここに5%の差が出てくるんですね。人口比が四七%、患者比が五二%なんです。私はこれの標準偏差を計算してみました。そうすると非常に標準偏差が小さいので、この両者の5%差というのは明らかに有意の差なんです。ですから、指定地域を含む十都府県の患者発生率は明らかに全国に比べると人口比のとおりではないということになる。これは指定地域のことを言っているのではありませんが、これについてどうお考えになるでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) この先生御指摘の先生のなさいました分析につきましては私も今後ともさらによく勉強してみたいと思っております。ご意見ですが、同じようなことでもございますけれども、これは環境庁で行いましたATS調査の結果からも御指摘のような大都市でぜんそくが多いということが推測としては出ておるのでございす。同じような結果がやはり出ておるのでございす。

問題となりますのは、この大気汚染以外の原因でも発症いたしますぜんそく等の疾患が大気汚染によるものか否かというところが一つのポイントになってくるわけでございまして、繰り返し申し上げますけれども、これにつきまして専門委員会の報告では、現在の知見では原因の主たるものではないという趣旨で先般来御説明申し上げておりますように、大気汚染等によるものは、主たるものとしては考えられないという趣旨の答申になっております。この大気汚染がぜんそく等の主たる原因と言えない、あるいは定量的なものの示し得ないような状況にあるということでございますので、結局私どもの方としては、単に患者が増加しているという事実だけで先ほど申し上げましたような大気汚染との関係だけを評価するというふうには即断はできない、こういうことが一つございます。

それからまた先生がおっしゃいました人口比の問題もございすけれども、これはやはり他原因

ということから参酌いたしますと今後の研究すべき一つの課題であろうかというふうに私も受けとめておりまして、少なくとも現在のこの公健康法の審議におきまして、補償するかどうかあるいは因果関係がありやなしといったような観点からはなかなか直結しないのではなからうかと、このように私も受けとめておるところなのでございす。

○高桑栄松君 今環境庁の調査によりましてもおっしゃったところ、私ちようど質問をしようかと思つていたところなんです。今の中公審の答申では、専門委員会による大気汚染と健康被害の因果関係の評価というための基礎資料が二つあった。一九八六年のaとbですね、この二つあったわけなんです。この両方の調査でも、幾つかの症状について一%または五%以下の危険率で大気汚染の濃度と有症者の率との間には相関関係があるというのがちゃんと出ておるんです。ですからやっぱこれは、他原因とは言うけれどもも確かにそれだけではないのかもしらぬなと思ひます。今の大気汚染の度合いと有症率との間に有意の相関があるということ普通で考える、やはり大気汚染が問題で有症者がふえているということになるのかと思ふんです。ただ問題は、大気汚染をSO<sub>2</sub>に限つていないということでありす。ですから、少なくとも今の環境庁調査によつても有意の相関が出ておるんだから大気汚染を無視するわけにはやっぱいいかないんじゃないのかなと思ふんですが、どうお考えでございすか。

○政府委員(目黒克己君) 先生御指摘のとおり、大気汚染との関連ということについてもこれは疫学調査でも出ておるところでございます。専門委員会の報告では、疫学調査それから動物実験あるいは人への実験的な負荷研究とかあるいは臨床医学的な知見といったようなもの、総合的な判断に基づきましていわゆる因果関係について判断をいたしておるところでございます。

したがいま先生御指摘のような、疫学調査

の中でも一つの推測し得る関連といったようなものについては当然この専門委員会報告の中でも指摘しているところがございます。しかしながら、それをもつてすべて大気汚染の原因によるという、主たる原因ということで因果関係に結びつけるまでには至つていない、このように私も理解をいたしておりますのでございす。

○高桑栄松君 もう一つ伺いますけれども、その基礎資料となつた今の環境庁の調査の調査対象者はどういふ人だったんですか。

○政府委員(目黒克己君) 環境庁の調査では二つの調査がございまして、一つは環境保健部調査と通称いたしておるものでございす。それからもう一つは大気保全局調査と通称いたしております。これはそれぞれ別の部局が行つた調査でございます。環境保健部の調査におきましては調査対象は三十三の地域において十二万二千人余り、それから大気保全局の調査におきましては五十一地域において三十三万五千二人という数でございまして、両調査を合せて四十五万人を超える回答数を待たつたという対象の調査でございす。

さらにこれを若干詳しく申し上げますと、これを児童それから成人といたつたように分けておるのでもございまして、環境保健部調査におきましては児童が延べ七万四千余人、成人が四万八千人余りというところでございす。それから大気保全局の調査におきましては児童が十二万六千人、それから大人が二十万八千人、こういうような対象のとり方をいたしております。

○高桑栄松君 小学校児童は年齢はほぼわかるわけですが、親というのは大体年齢がちゃんと書いてあつたと思うんですが、どうでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) やはり書いてございす。小学生を子供に持つ世帯ということになりますので親の年齢も当然その世代ということになるのでございす。

○高桑栄松君 三十から四十九歳と書いてあつたんですけれども、三十から四十九歳というのは非常に言うなれば健康な人が多いわけですね、丈夫

な人というのか。要するに、我々動物実験をして何か影響が出るか出ないかを見るときに幼弱ラットを用いるのが普通なんです。子供を使う。子供を使うと言つて実験のような言い方で失礼なんですけれども、子供が対象ですとその差が割合に出てくる。大人の場合で三十から四十九歳というとき非常に抵抗力も強い。もつと年とつてくると今度は気管支が弱くなつてくる。先ほど質問にありました特定感受性集団とは別なんですけれども、我々が疫学で言つて普通の意味の感受性集団というのは幼弱な子供とか老人です。こういう人たちは感受性集団という弱者というふうにお考へておるわけです。

今の調査というのは丈夫な人を対象にしていると私は思ふんですが、その成人でも幾つかの項目で非常に有意の相関が出ておるわけなんです。ですから本当は、普通の調査で人口のいわゆる無作為のランダムサンプリングでやればもつと差が出るんじゃないやなからうか。再び申し上げますと、そういうデータが出ておるのを基礎にしながら全面解除というのはいやっぱ私には納得できないところなんです。いかがですか。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘の年齢階層別の問題でございまして、今の環境庁が行いましたものの中でも、先ほど申し上げましたように小学生と老人、特に老人の問題につきましては小学生とその同居する両親、祖父母も入れているのでございす。成人の中でも三十歳代から四十歳代が割合が非常に高い。それから五十歳以上は相対的には少ないのでございすけれども、五十歳以上のデータもまとめて報告には載せておるのでございす。それにつきまして御検討をいただいたことは事実でございす。

○高桑栄松君 そこで、中公審答申による専門委員会の因果関係の評価を踏まえて、こういうことの中で、一つは、さっき言われましたけれども、昔と比べて大気汚染が慢性閉塞性肺疾患の主たる原因ではなくなつてきたという判断が一つある。もう一つは、しかし依然として大気汚染の健康影

響への可能性は否定できないという二つがあるんです。全面解除というのをこの二つにあわせますと、慢性閉塞性肺疾患の主たる原因ではないというのを全面的に取り上げています。もう一つは、健康影響の可能性は否定できないというのに否定してしまっている。私は、その最初の方は肯定し後の方は否定すると全面解除ということになるんだと思うんです。いかがですか。

○政府委員(黒克己君) 中公審の答申におきましては、先生御指摘のような否定をしているということではございませんで、前段の主たる原因ではないということによりまして、先ほど来申し上げておりますような民事を踏まえたこの制度におきます補償それから給付を受けるあるいは費用を負担する、この二つの面からいってこの指定地域の見直し、細かいことは申し上げませんが、制度を保つ合理性がなくなったためにこのような結論になったというふうに理解をし、またそのように中公審は判断しておるのでございます。それから後段のことにつきましては、とはいっても、そういう大気汚染と健康影響に対する懸念というものにつきましてはやはり中公審でも触れておりまして、これにつきましてははつきり因果関係は言えない。しかしながら、その予防事業と申しますか、これから公害が出てこないようにする、あるいはぜんそく等の予防を徹底する、あるいはまた医療機関の整備を行うとか、あるいは調査を行うといったような方向でその点についても十分にやるようにというように答申に述べておるのでございまして、私もそれを入れた趣旨のものでこの改正案を行ったのでございます。

○高桑栄松君 これは一昨日の本会議での質疑の中で、大気汚染の健康影響への可能性は否定できないということと患者の発生を予測しているというところであると私申し上げたんですけれども、私はやっぱり全面解除という前提は、最初の前段が肯定されて、後段の方、つまり健康影響は否定できないというところを否定してしまつたのではないかと、それ以外は全面という言葉が出るはずがないと。それが私の全面解除の時期尚早の反対理由で非常に大きなポイントなんです。少なくともS<sub>O</sub><sub>2</sub>に関しては環境が十年前ころから非常に改善されたことは私もよく承知しています。ですから、これ一つ取り上げれば見直しをするということも一つだ、私はその段階にあると考えることに決して反対はいたしません。しかしN<sub>O</sub><sub>x</sub>がほとんど改善されてはいない。大気汚染影響がS<sub>O</sub><sub>2</sub>だけであればそれでいいです。しかしN<sub>O</sub><sub>x</sub>というものが改善されてはいないわけだ。しかも、自動車が増えることによつて自動車排気ガスのN<sub>O</sub><sub>x</sub>だけでなく浮遊粒子状物質もどんどんふえてきていて、それと申し上げましたけれども、これが花粉アレルギーの増強剤になつてはいないか。実験を見ますと、ディーゼル排気ガスの粒子をつかまえてそれに花粉を吸着させると動物に植えると、IGEですね、免疫グロブリンEが増強する、つまりアレルギーが高まるということが学会に出ていますから、私はこれを踏まえて、どうも東京の人が少し花粉症がふえてきたと言っているのはおかしいかと、何でだろうと思つたんです。やっぱりそれが一つの原因かと思つたんです。

自分のことで恐縮ですが、私は春花粉症なんです。アカシア・アレルギーというので、札幌のアカシアで本当に困つていたんです。ところが、三年ぐらい前から何か鼻風邪みたいになつて、今ちよつとそうなんです。鼻風邪だと思つておつたんです。もうこととして三年目です。あつと気がついたら私は秋に新しくアレルギーに。鼻の花粉アレルギーで、せつかくの美声だと思つたら鼻声になつちやいまして。鼻風邪じゃないんです。これ。これはディーゼルエンジンがいけないのではないかと私は訴訟を起こしたいなと思つてゐるわけがございまして、これは冗談であります。

そういうことがあるわけで、私は、環境改善が行われているんだから、環境改善の条件を考慮するならば地域別の指定解除はあつてもいいんじゃないかと。例えばN<sub>O</sub><sub>x</sub>が余り多くないところ

で、S<sub>O</sub><sub>2</sub>がもう半分以下なんだから、それならばというのがあると思うんです。しかしN<sub>O</sub><sub>x</sub>は依然としてハイレベルにあり、S<sub>O</sub><sub>2</sub>だけが下がつていった。これなら果たしていいのか悪いのか。私後で複合汚染の環境基準を申し上げたいと思いますが、例えば暫定的に点数をつけて、S<sub>O</sub><sub>2</sub>については四分の三になつたら何点、二つの一になつたら何点、四分の一になつたら何点と。それからN<sub>O</sub><sub>x</sub>についても同じようなことでその点数を足して、これ以下になつたら暫定処置としてこう考えるなどということをやつたり考へてもらふぬと、全面解除というのには余りにも非科学的だろうと私は思ふんです。ですから、その意味では地域別の指定とか解除とかなら私は賛成です。全面解除というところはどうしても私はこだわつてゐるんです。

あるいは特定の地区だけを残すというようなことは極めて技術的にも困難でございまして、また全体的にも合理性を欠くと、このような観点からそのようなことはできないと考えているのでございまして。

○高桑栄松君 これ学会じゃございせんから余り論争ばかりもしては行かないかと思ひます。次に進みますと、認定患者がもう毎年ふえていく一方離脱者がある。それで離脱者の内訳とかというのを出ているようでありまして、もう国としても相当な費用も投入して患者をカバーするということをやつてやうに思ふんですが、いづれにしても診断等についてのデータを集めていくということには常に必要だと思ふんです。これは水俣病のときにも、十年たつても新発見が加わらないというのはいかしくないかと申し上げたんです。大気汚染の方は非特異的疾患ですから何か新しい指標が発見される必要があると思ひます。例えばH<sub>2</sub>O<sub>2</sub>とかいうのがありませんか、窒素酸化物による肺組織の損傷をあらわすんじゃないかと。まあ、本当かどうか知りませんが、私は研究してみたいとわからないうでございまして、そういうことが言われてゐるわけで、そういう指標を例えばもうちよつと検討の対象にしてどんどん使つてみるというふうなこともあるでしょう。

まあ、これはお返事ももうこと難しいかな。何か言つてみてください、コメントを。

○政府委員(黒克己君) 一つの地域をある場所は残しある場所は解除するといったような、全面解除ではなくてという御指摘でございまして、やはり地域の指定というものにつきましては、先ほど来申し上げておりますようないろいろな調査とかいろいろな科学的な方法から、一つの大気汚染が主たる原因と言えないということから指定地域を継続することが制度の合理性を保つことができない、こういう面から特定の地域だけを例外的に認めたり解除することはできないのでございまして。

また、この審議会でも御懸念をいたしておられますものにつきましては、特にN<sub>O</sub><sub>x</sub>の問題等も含めまして個人の補償から地域住民へといったようなことで、個別の補償というものについてはやはりなかなか難しいと、そういう趣旨の御指摘が中公審の方でもあつたわけがございまして。まあ、道路といひましても技術上それを指定するということはなかなか難しい面がいろいろございまして。それで個別に一人ずつ因果関係ということで補償することはできないということを先ほど来申し上げてゐるのでございまして、やはり特定の地域だけ

それからそのほかに、認定をされた人たちが後離脱をするまで知らぬ顔をしてゐるわけだし、離脱をした後どうなるのかもわからないわけだ、本来それもフォローすれば、それなりにその認定がよかつたか悪かつたかとか、それから治療したとすれば、どういう治療を行ひどういふ環境で治つていったんだらうとか、それは大気汚染の問題だけじゃなくて、さつき言われてゐるような都会のいろいろなストレス条件なんかが入つてくるかもしれないので、そういう参考とか非常に重要なデータになるんじゃないかと思ふんです。つまり、認定患者をフォローしてそのデータを何とか将来利用できるかということに用ゐるような

努力が欲しいと思うんです。私知らないで言っているんですが、やっているんでしょうか、これは。いかがでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) 先生御指摘の、認定患者さん方の認定時の検査データとかあるいはその制度から離脱するときのデータ、そういうふうなものにつきましては、あくまでも指定地域内にあるということ、指定疾病にかかっているかどうか、それから暴露要件、この三つにあるかどうかというのを決めるためのデータでございます。さらに、御指摘のようなことにつきましては、さらにこの解析をすることによってこの原因等ということについて今後どこまでできるか、これはやはり今後の検討課題の一つではあるかと思っております。

しかしながら、またこのほかに私も、大都市におきまして気管支ぜんそく等に関する研究調査というところで、この指定地域を解除した後に発病いたしました方々、こういう方々を研究調査することによりまして、原因究明にかかわるような治療方法あるいは回復促進、そういうふうなものに資するようなデータになるのではなからうか、このように考えてこの研究調査も行っているところでございます。

また私も、そのほかの点につきましては今後の検討課題として、サーベイランスとかあるいは沿道の研究等々というものは現在その方法論等を含めて検討をいただいているところでございます。

○高桑栄松君 そうですね。今のは私多分無理なのを承知で申し上げたので、厚生省ですと保健所という手段がありますが、環境庁は持つてないから、私が言ったのが即でできるわけじゃないと思うし、医師会の協力とかいろいろのを得たにしても大変面倒くさいことかもしれません。しかし、その姿勢でサンプリング調査とか何かやっぱり考えていただきたいと思つたわけです。

次は、先ほど小川委員も質問されて一応承つたんですが、もう一度私も承りたいんです。一昨日、

中曽根総理は私の質問に対して、著しく限度を超すという段階になったら新しく認定する、将来そういうふうにするべきだと思つている。これは会議録がないのでよくわからないんですが、たしかそういうことのように思つたんですが、認定というものは、まず患者なのか地域なのか。認定というんだから患者かと思つたんですが、地域については指定というふうにおつしやつていようから。でも、私は言葉にこだわつていませんから、どつちなのかというつもりで聞いています。総理もそこまでわかつて言つたのか、使い分けたかわかりませんからね。それから限度を超す、限度について何だろかなと、こう思うんで、この二点について伺いたい。総理大臣に聞かないんでは困りかもしませんけれども、どうかという程度ですが。

○政府委員(目黒克己君) この地域を指定するということによつて結果的には個々の患者さん方の認定ということになる、このように理解をいたしているところでございます。あくまでも地域の指定ということでお答えがあつたと、こういうふうな私ども理解をされているところでございます。

それから限度を超すという問題でございますけれども、基本的には、今回の答申で示してございますように、地域指定を行います場合には、将来大気汚染が激化する、先ほど来申し上げておりますように三十年代、四十年代のような激甚な状況になつた場合に、その時点の科学的な知見に照らして、先ほど来申し上げたような二条件、そういったようなものを満たすようなもの、またこうした状況があると判断された場合、このように私ども理解をしておりますのでございます。

この状況とはそれは具体的にどのような状況かを想定するということについては私どもまだちよつと、万一の場合ということでもございまして、大気汚染の態様も変化していることでもございまして、現時点では直接どうこうというふうには私ちよつとお答えしかねるような、非常に難しいんでございますけれども、おおよそさつき申し上げ

げましたような二条件と、三十年代、四十年代のような激甚な状況というふうな御理解をいただければと思つておるのでございます。

○高桑栄松君 限度というところが、SO<sub>x</sub>に限ればもう上がることはないと思つてよ。しかしNO<sub>x</sub>は依然としてあるわけですから、だからNO<sub>x</sub>があるところでは基準値を超えているわけですよ。例えば幹線道路の沿線などではほとんど基準値の上限をオーバーしています。ですから、そういう意味では今でも指定しなければならぬ条件ではないのかと私は思うんです。でも、その議論はまた次にして、複合汚染というのを私質問に挙げてありますのでそれを伺うことにいたします。

もう一つ気になりましたのは、今、集団が問題で個人補償はということを、私も疫学をやつてきた人間なので物事の考え方でも疫学的集団把握的な考えは私自身もあるわけです。当然あるわけなんです。しかし、これはエイズのときも申し上げたんですけれども、エイズの感染率が非常に低いとか感染の可能性が非常に低くても、ゼロでない限りかかるとこの人が死ぬんですと、ですから、被害を受けるという個人と集団とは違ふんだという話を僕はしてあるんですよ。これは思い出して申し上げているんです。被害を考えるとときには、今の感受性の高い人たちというふうな、少数でも間違いなく因果関係があるという人は救わねばならぬ、統計的に非常に少ないから無視してしまえと、これはいかにないことなんでしょう。エイズに今ははつきりしています。エイズは見殺しということになる。死んでしまふわけなんだ、かかたら。だから、百万分の一の可能性でうつるかもしれないということはだめなわけです。うつたら百万人に一遍でもその人はいかれるわけなんです。

ですから、先ほどからお話を承っていると、集団が対象であつても個人補償は見限りだというのは本当は違ふんじゃないかと思うんです。法律上お困りなのかもしれない。それは医学の立場で私

が今文句をつけているんではなくて、やつぱり基本的精神は弱者——弱者という意味は、力が弱いんじゃないかと、アレルギーがあつてどうしてもこれに弱い人、そういう人がいたら何とか救つてやるといふ、この精神は要るんです。

そうすると、これをどう鑑別していくかというのが問題なわけだ。最初に申し上げたけれども、もともとこの法律をつくるときに、非特異的状況で因果関係が特定されないことを承知の上で入れちゃつたわけだ。そこがやつぱり問題なんで、法律はそのしりぬぐいもしてもらわなければ困るんじゃないか。自分で最初のときに因果関係がわからないのを承知の上で入れておいて、今度は因果関係、合理性がはつきりしないから切り捨てることにすると。私はそれが非常にだめなんで、反対なんです。

そこで、先ほど来私は地域別指定のお話を一ついたしましたけれども、もう一つは、今度は患者の立場で考えますと、しばしば申し上げましたが、これは病気でありこれは健康であるというはつきりした境界というものは病気と健康の間にはないわけです。がんでもさへも前がん状態みたいなことを、ごまかしだか本当だか知りませんが言つてはいるわけだ。そういう前疾病状態だつてあるわけだから、法律が決めたので、きょうまでは患者が六千人もいたがあとからゼロですというのはいくつかの論理には合わないと思う。そういう疾病と健康との間というのは断絶したものじゃなくて連続したものだ、そういうスペクトラムなんだから、一挙にここから断崖でゼロに行くんじゃないかと、もし指定解除を考へるのであれば、少なくとも患者の取り扱いについては中間措置が要るのではないかとこのように私を私申し上げたわけです。それで、これも私も自分で詰めたわけじゃないんで、思ひつきみたいなものだと思つて聞いてもらいたいです。環境庁は環境基準が改善されたというところで解除をしようと思つていらっしゃるんだと私は思つています。そうすると、改善がどの時点でされたかというところが一つのクリニカルポ

イント境界線になると思うんですね。それを環境基準の二分の一にとるのか三分の一にとるのかそのとり方は知りませんが、そういう大丈夫だというポイントに下がってから何年かたつた。そうすると、ここまでもう居住歴三年以上

いた人は患者として救済されているんだが、今度いよいよ解除しようというときに、こっち側に住んでいた人をもつと濃度の高いときに住んでいて、そして症状が出そうで出ないような状態で来ていたんだが、とうとう出たというのがあったとしますと——こういうのがあるのかなと今考えているんですけども、しかしこれはあるかもしれないと思うんですよ、アレルギー性のものですから。私みたいに東京に住んだら鼻のアレルギーが九月になつて始まったというのが新しい発見でございますから。だからそういうこともあるわけで、やっぱりアレルギー症状というのは何年かたつてひよつとしたら起きるかもしれないと私考えるんです。アレルギー学者は反対するかなと思つてはいるけれども、わからない。アレルギーというのはわからないときにアレルギーと使うようですから。

そういうことで来ていると。私は、例えば七年なら七年この方環境基準は半分以下になった、それなら、その先に住んでいた人が同じような症状を持つてきたときには患者として扱ってはどうか。そしてそれから後は、こつちは延ばさないんだからだんだんだんだん年限が延びていきますよね、ここから先は。そうすると患者というのはやっぱり、七年も出なかったのに出たという人は少ないとするとだんだんもつと減つてくるということにはなるだろうなと。こんなことも一つの患者対策として考えてはみたんです。しかしこれには、SO<sub>x</sub>だけ今言っているんで、NO<sub>x</sub>が入つてくると条件は別かなと思えますけれども。

例えばそういう中間的なステップ、段階的な患者に対する救済態度というものはこれは行政的にも考えてしかるべきものじゃないかな。行政はやっぱり、一遍に切る、全面的に断崖から突き落

とすような切り方というのは薄情だと思うんですよ。ですからそういう意味で、医学的というよりも行政的な温情という意味で何か中間ステップを考えないんですか、こう私は申し上げたいんです。いかがでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘の点でございますけれども、やはりこれは、制度自体が持つております一つの割り切りと申しましょうか、先生が再び御指摘のものが一つのものになっていると申しますか、一つの原因といえますか、そういうふうな結果としてできている、こういうふうに私も考えております。これは、制度発足当初に地域の線引きをするというときにもやっぱり一つの割り切りをせざるを得なかった、こういうような時代もあるのでございます。また現在、今度はある時点をもつてそしてこの前後に、不公平というような御指摘がありましたけれども、補償するしないという一つの割り切りのポイントというのが出てくる、これも事実でございます。この辺につきましては、やはりこの制度の持つております一つの補償という性格、だれかが費用を負担してそしてこれを補償しなければならぬ、原因者とそれ

からその補償を受ける者、この二つの關係から申しますとどうしてもそのような面での一つの割り切りが出てくるということについては御理解を賜りたいと思つてゐるのでございます。

御指摘の点は、そういうような考え方を含めまして私ども一つの考え方としては、まず遷延性のものと申しましようか、何年かたつてまた発病するかどうかという面についてもいろいろ御検討をいただいたわけでございます。その結果、現在の定説としてはそのようなものはないだろう、こういうように審議会では御判断になってゐるというように趣旨で私ども理解をいたしております。それから行政的なと申しましようか一つの判断

につきましては、これは中間といえますか、一つのステップといたしまして既存の患者さん方についてはこれはもうずっと認めていく、これまでどおりこの補償を続けていく、こういうことについて

それはもう一つは、特に主として一番問題になっております大都市を中心といたしまして、ある時点で、解除の時点で当然認定されるかもしれないことが一つございます。

ないような方々、そういうような病氣の方々に對しては、先ほど来申し上げておりますような一つ一つの大都市におきます氣管支ぜんそく等に関する研究ということで、その方々についていろいろ、病狀とか発症原因とかあるいはそういう調査といったようなものを配慮いたしまして、これらの方々が十分健康が回復できるように、それに資するような研究を進めてまいりたい、こういうふうなふうに思っているところでございます。

またこのほかに、先ほど来申し上げましたように、なかなか個別の補償の合理性というものがないといったような観点から、今までのような形の補償というのではなくて、一つの地域全体に医療体制を整備するのではなく、あるいは予防体制を整備するとか、あるいは病気になった場合にどういうふうなところへ行ったらいいかとかいうような体制を整備するといった方向を私ども新しく今度の事業で法改正の中に考えておるのでございまして、こういう趣旨の点を含めて私ども考えておるのでございませう。

お答えになったかどうか……。私どもの考え方としてはこのような形で、必ずしも一気というようなことではございませんで、種々いろいろなことを考えた上での私どもの方針というように御理解を賜ればと思っております。でございます。

○高桑榮松君　今のちよつとはつきりわからぬところもあつたんですけれども、例えば個別にも希望があれば健康診断、健康相談等にも応ずるといふことですか。

○政府委員(目黒克己君) これは、新しい事業の中に医師、保健婦等によります相談事業というものもございまして、ここでは、発病する前の相談、予防的な相談もあれば、あるいは発病されたときにおいてなればこういう方向でといったような

いろいろな御相談に乗るような相談システムというものも当然私どもの中に入れているという意味でございます。

○高榮榮松君　そういうときに費用はどうなりませうかね。

○政府委員(目黒克己君) 私どもはこの事業を基金事業として行うわけでございますが、私ども、実費程度のものでして負担を当然一つの基金事業の中で負担をしていくように考えているところでございます。

○高桑榮松君　ここで政治家稲村大臣にひとつ伺いたいんですけども、この中間ステップにつきましては、この前の予算委員会のとときに総理大臣が私に一つの見識であると言われたが、この言葉はおもしろいですね。うまくとれば褒めたように聞こえるし、うまくとらなければそういうお考えなんですかというふうにも聞こえるんですが、稲村大臣は、今の私が申し上げた患者の面に立つて中間ステップという私の主帳には、環境庁だとお答えはわかっていますけれども、政治家としてはどんなふうなフィーリングでおられるのかな。ちよつと伺いたいと思うんです。

○国務大臣(稻村利幸君) 高桑先生から私も予算委員会のために拝聴させていただきました。総理が確かに一つの見識であると言われて、そのときからこの全地域改正でなく中間ステップという言葉がマスコミに載るようになりまして、私もそれなりに目黒部長やその関係者から非常にわかりやすく解説してくれということである。いろいろ学ばされたわけでございます、先生の御意見を体しませう。

そういった場合に、科学的にも行政的にも政治的にも、幹線道路沿いだけは云々といつてもなかなかここのだけという指定を示す根拠が難しくて具体的に例示できない。そこでこれはもう割り切りでこの際全指定地域を解除する。かわりに、今日黒部長のおっしゃったとおりこの予防に重点を置いていく。今までの患者は従来どおり責任を持ってやらなければならないし、この辺で割り切りで



やらなければならぬのかという私自身もそういう気持ちになっておるわけでございます。

○高桑栄松君　やはりこういう主張というのはしつこく申し上げておくとだんだん頭に入れていた。長官最初のと時からそういうようなお考えだったと私思っておりますけれども、きょうは公式にそういうお話を承って、やはりそういう立場が、単に法的な割り切りだけではなくてやはりお考えいただく必要があるんじゃないかと、こんなふうに私思っているわけです。

それでは複合汚染の問題を聞きたいと思うんです。複合汚染については、特にこれはNO<sub>x</sub>対策なんです。昭和四十八年から六十年に至る衆参両院のこれに関する附帯決議が十三回出ているんですけれども、いずれにもNO<sub>x</sub>のことが載っている。これを一体環境庁はどう受けとめてどう対応されたのかと思うんですが、いかがでございましょうか。

○政府委員(長谷川慧重君)　附帯決議につきましては私もいろいろな対策を講じているわけでございますけれども、先生おっしゃる複合汚染のお話でございます、前々この委員会でも先生と御議論したことがあるわけでございますが、大気に含まれております物質のそれぞれにつきまして、もう何回もお話しして恐縮でございますけれども、実験室なりあるいはボランティアなりあるいは疫学的研究といふものを踏まえまして単体ごとの基準が決められております。その基準を決める過程におきましては、特に疫学となりますと、当然いろいろな物質が複合しておる状況におきます疫学的な人間の状態をつかまえたものが疫学のデータでございますから、そういうのを踏まえながらも個々の物質ごとに基準を決めておるということでございますので、おっしゃられる意味での複合指標的なものについては今のところ考えていないという状況でございます。

○高桑栄松君　今申し上げたのは特にNO<sub>x</sub>なんですけれども、複合といつても、SO<sub>2</sub>の方は非常に

によくなつてきたので、複合の中の今主役になつてきつたものがNO<sub>x</sub>と浮遊物質なわけで、そのNO<sub>x</sub>は空気中に窒素がある限り燃焼があればどうしても出るわけです。それに固定発生源なら脱硝装置という方法があるが、移動発生源の自動車はどうしても垂れ流しなわけですね。ですからこれ大変困るわけだけれども、それなりに自動車の排気ガスというものは国が力を入れて改善を業界に命ずるとちゃんとできていくわけです。ですから、これについてはどうして一体今日まで十年たつても何にも改善しないのかという気がしているわけです。

これは通産省にお願いをしたいと思うんですが、この排気ガス対策については今までどういふことをやってきたのか、そしてこれからどういふことをやるかというのを一昨日の通産大臣の御答弁は、研究を一生懸命やりますと。これは私に対する答弁じゃないかと思つています。私は、少なくとも科学的にどういふ方法を研究の手段としていくかというのを聞きたいわけです。そして、めども、できないかもしれないけれどもめどもが欲しいわけです。その点、ここにおられます石本元

長官は、かつて非常に変率率直にNO<sub>x</sub>対策の目標の期限が明示できなくて残念であるとおっしゃっています。私それとおりでございまして、しかしそれでいいから、それでいいというのはよくないですけれども、仕方がないと思うんです。研究というものはめどもを立ててやってもできないことはあり得るわけです。もっと早いかもしれない。ですから私は、研究はどういう手段でどれくらいめどもで何を考へているのかということ、通産省の今までの実績をむしろ伺いたいと思うんです。

○説明員(渡辺修君)　自動車の特にNO<sub>x</sub>関係を中心にした規制に関する過去の我々の研究開発あるいは今後の見通し等に関する御質問でございますが、通産省といたしましてはNO<sub>x</sub>対策につきましては前々から大変重要視をいたしてきておりまして、ガソリン車はもちろんでござ

います。御指摘のディーゼル車を中心にしたNO<sub>x</sub>問題を最近特に力を入れてやってきておるわけでございます。

具体的には昭和六十一年度から、基礎技術の応用基礎技術研究開発というのをつかさどります基礎技術研究促進センターというセンターがございまして、そこから出資をいたしまして、ディーゼル関係十二社、メーカーも入りまして新燃焼システム研究所という株式会社を設立いたしました。ここで向こう七年間をかけたNO<sub>x</sub>を排除するための抜本的な技術研究開発を行う、こういうことで六十一年度からスタートしておるわけでございまして。さらにこれ以外にも、以前から通産省は排気ガス対策に大変力を入れてやってまいつたわけでございまして、具体的に例を挙げますと、まず、昭和四十六年度から六年度にわたつて電気自動車、自動車の研究開発というのを、特に工業技術院の大型プロジェクトを通じて着手いたしました。一応大型プロジェクトの研究開発をやりました。その後現在、実用化を目指しまして各種の商品化の段階のフォローアップの研究開発を続けておる、こういう状況でございます。

それからもう一つ、これも先生よく御承知でございますが、メタノール車、これは公害の出ない自動車ということで大変注目されておるわけでございまして、これも昭和六十年度から自動車用メタノール燃料の利用に関するフイジビリティ調査というところで六年計画で現在着手をいたしております。

このように各種の技術研究開発を従来からもやっており、また今後もやってまいらるわけでございますが、特にディーゼル車のNO<sub>x</sub>対策につきましては、先ほど申し上げました新燃焼システム研究所におきまして向こう七間の技術開発ということとでここで思い切つて大幅にNO<sub>x</sub>の排除に全力を尽くしてまいりたいと、かように考へておるわけでございます。

○高桑栄松君　何だか七年というのは長いですが、業界に対して気兼ねをしているということはどういふことか。

○説明員(渡辺修君)　我々は大気汚染を防止するということは大変重要なことと考へておりまして、気兼ねをしておるつもりは全くございませぬ。

具体的に申し上げますと、現在NO<sub>x</sub>の規制基準をより強めていくために進んでおりますのが、主としてディーゼル車の場合には軽油を圧縮して吹き込んでそれで処理していくわけでございまして、それに伴います着火温度を低くすることによってNO<sub>x</sub>を出ないようにしようということ、それから燃焼室の形態、燃える室の形態でございまして、その改良を図るといふこの二つで現在低減化の研究を続けておりまして、これによりまして六十三年、四年、五年といふところの第一次強化についてはもう十分対応できる、こういうめどもを持っておるわけでございまして。先ほど申し上げましたのは、より抜本的に触媒等をうまく使ひましてNO<sub>x</sub>をより大幅に排除する、こういう研究で七年目標で全力を尽くしておる、こういうところでございまして。

○高桑栄松君　まあ、なるべくスピードアップをしていただきたいですね。もたもたしていると、燃料が枯渇して別な燃料に変わつてからエンジンが改良されてもだめでございまして、ぜひひとつスピードアップしてください。

次に、もう一つのポイントである調査研究について質問をさせていただいて、終わりに長官の御意見を承りたいと思ひます。

まず、これは前に申し上げてありますが、SO<sub>2</sub>が環境基準の半分になつたと、大変立派な成績を上げたと思つておられると思うのでそれなりに評価いたしますが、しかしそのまま依然としてどまつておるということはあるわけです。ですから、そのほかのものを考えなくてもSO<sub>2</sub>については低濃度長期暴露ということがあつたわけで、特にアレルギー、敏感な人たちにとってはこれが問

題である。それから若年齢、老齢の方という弱者、いわゆる抵抗力の弱い人を除いた特別な集団があるというのが記載されていますね。こういう集団というのはひとつしたら低濃度長期暴露にも反応がある程度敏感なのかもしれないと思うんです。ともあれ、低濃度でとどまっている限りやっぱ長期慢性の健康影響は考えられるわけですが、これについての研究というのは着手しておられますか。それとも着手する予定を立てておられますか。

○政府委員(加藤陸奥君) これは特に研究関係のお話でございますので私の方から、この関係の研究は国立公害研究所が特に中心でございます。もちろん関係の各国立研究機関を初め国公立の研究機関、さらには他の大学におきましてもやっておられますけれども、状況をお話し申し上げておきたいと思えます。

先生ただいま御指摘になりました特にNO<sub>x</sub>の問題につきましては、その必要性にかんがみましてかねてから国立公害研究所を初めとして関係研究機関における研究に鋭意努力してきておるわけでございます。るる申し上げると長くなりまして、ここでは国公研でやってきた代表的なものを、二申し上げると、もう古く昭和五十二年度からNO<sub>x</sub>またはオゾンの単一暴露の研究を開始しております。それからそれに引き続きましてNO<sub>x</sub>とオゾンの複合暴露の研究をいたしております。さらにその後、現在もこれは引き続きやっておりますが、NO<sub>x</sub>と浮遊粒子状物質の暴露による影響研究を行っておるわけでございます。そのほか国立公害衛生院とかあるいは関係の研究機関におきまして、これは長い名前で恐縮でございますが、国立機関公害防止等試験研究費というものがございまして、これの中で各種の研究を、関係省庁を通じて関係の機関に研究をお願いしているところでございます。

これはもう先刻御承知のことかと思いますが、今後ともおっしゃいますような問題点、特に低濃度における状況というのは、私も専門ではござい

ませんが、これまた非常に難しい問題も含まれておるかと存じますけれども、これらにつきましてもさらに一層の研究を進めるべくまた努力を加えていくべきだと考えております。

○高桑栄松君 もう一つ伺いたいんですけれども、先ほど来複合汚染の話をしていただいたんですが、暫定的にSO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>、パーティクルというお話をしたんですが、そういった意味の複合汚染環境基準というのは今必要な段階になっていると私は思っています。どう思っておられますか。

これに取り組む気はありませんか。私の言うのは、学術的なデータをもとにしていくということと大変だから、今までの単体であった基準に対して点数を与えていって、足してどうなったかという程度でもいいから、暫定的に何かつくる気はありませんか。いかがでしょう。

○政府委員(長谷川慧重君) 環境基準の達成に関するお尋ねでございますが、先生御案内のとおりSO<sub>x</sub>に関しては大体達成である、NO<sub>x</sub>と浮遊粒子状物質が未達成ということでございます。で、私どもとしましてはこの環境基準を何らかの方法で早く達成したいということで、先ほど通産省の方からもお話がございましたようにディーゼルエンジン、あるいはそういうものも自動車のに関する単体規制をさらに強化を進めるとか、あるいは道路沿道の話であるとか、固定発生源の話であるとかいろいろ諸対策につきまして、そういう環境基準を達成するために従前以上にいろいろ努力をしていかなきゃならないというぐあいに考えているところでございまして、お話のような総合的な暫定基準云々ということを考える前に、まず現在の環境基準を達成するための具体策をどんどんやるべきであるというぐあいに理解いたしております。そういう面で努力をいたしておるということで御理解いただきたいと思います。

○高桑栄松君 それじゃ最後に長官にお伺いをいたしますが、今の複合汚染の環境基準にしても、第一線の環境庁としては単体における環境基準を

一日も早く達成したいと、確かにごもつともだと思えますが、しかしできてから複合では遅いと思うので、政治はやっぱ未来を予測してやっつくことが大事だと思えます。殊に、環境庁の仕事は現場に即していればいいんじゃないかと未来予測が必要なんで、いかに専門の場だと思えます。ここは、未来予測なんですね。ほかのところは現場ですよ。だからその意味では、長官、こういうことに対してはまず研究に着手してもらいたいと思うんです。いや、しているのもありますよ。NO<sub>x</sub>なんかのお話があった国立公害研究所の

一部は、私が国公研の副所長をしておったときにやっておった仕事でもうよく承知しております。ですからそういうことで、やっぱまず必要なのはアイデア、テーマが要る。それが一つですね。それからもう一つは、それに対応してやっぱお金を出すということ。日本のようなけちけちしたお金じゃなくて、アイデアがあつたら出してやる、実績が少しくらい足りなくてもアイデアがあつたら出す。これがアメリカの研究の発達した理由ですから。日本は、何かデータを持ってない、その上の積み上げなんです。ですから、そういう意味でやっぱアイデアを引き出すための研究費を取ってもらいたい。

それで、前に申し上げましたが、科学研究費、文部省の科研費で環境科学特別研究が、私もその審査委員とか評価委員をやつたのでよく知つているんですが、約十億でした。年間、それが六十年かな、落ちましてね、何か重点領域研究だったかなんかで六億ぐらいに下がつたんです。四億の減でございまして。だから、これは長官ね、大蔵から取るのきつと面倒なんですよ。何か基金とかいろいろのきつと面倒なんですよ。何か、予防医学予防医学とおっしゃいますけれども、予防医学というものは、ただ何か、スポーツ何とか、ああいうところに金を出せばいいというんじゃないで、やっぱ研究に出す金というのは非常に意味があると思うんです。

せるのか、私はそんなけちなことを言わぬで、やっぱ十億ぐらいは欲しいと思いますよ。大蔵から取れば取れば取れないでいい、考えていただいて。今度何か基金をいろいろと考えておられるから、その基金から十億ぐらいはちゃんと出ないかということ。予防費なんだから、予防医学と一緒に鑑別の難しい病気を扱おうとしていきますからやっぱ研究費を十分に出していただきたい。そこは私長官の腕前だと思えます。何だか基金から、基金からと言うと全面解除の前提になつちやつたみたいで少しくまなくないんですけれども、そうではなくて、基金は基金であるはずですから、そこからひとつ頑張っていただけないか。ちょうど時間になりましたので、長官の御意見承つて終わりたいと思えます。

○国務大臣(稲村利幸君) ただいま高桑先生から、国民の健康を守る上において、また大気汚染を防ぐ意味から本当に参考になる御意見を拝聴させていただきました。環境庁として国民の健康保護に万全を期する立場から、国公研を初め大気汚染の健康影響に関する調査研究をさらに積極的推進するとともに、今言われた新たな健康被害予防事業においても調査研究等を推進していく、いわゆる基金、この辺でも頑張りたいし、御意見を参考させていただきながら創意工夫、積極的に研究者への費用をふやすような努力をさせていたきたいと思えます。

○省脱タケ子君 本題に入る前に一言申し上げたいと思えます。今、傍聴者で北九州市からおいでの被害者の方がぜんそくの発作を起こされてそちらで休養をしておられるようです。私は、公害の被害者、患者の皆さん方がこれだけ困難を押してでも、命綱を切られるか切られないかという大変な思いで運動を進め、きょうもたくさん傍聴の方々がおいでをいただいておりますというのが本法案の重要性だと思っております。けさも委員長から冒頭でございまして

たけれども、一昨日、本法案が本会議に上程をされ、そして趣旨説明に対する各党質問のありまし本会議に環境特別委員会の委員長である山東議員が、委員長が御欠席になったという点、これは非常に残念だと思えます。なぜかという点、国民、被害者、患者の皆さん方は命がけなんです。ところが、委員長が重責を担いながら本会議を御欠席になって、そしてテレビの番組のゴルフに出ておられたなどということがきょうの新聞等では報道されておりますけれども、本場に一体、国会議員としてあるいは環境特別委員長として国民や被害者、公害環境の問題について考えておられるのか。私は山東委員長のおとりになった態度は極めて遺憾だと思えますし、強く抗議を申し上げておきたいと思っております。

それで本題に入りますが、この公害指定地域の全面解除そして新規患者の打ち切り、これを行うということを前提にいたしました本法案の一部改正が上程をされておりますけれども、これはどんなふうに見ましても何とも言えない暴挙としか考えられないというふうに思うわけです。今までの御質疑の中でも、何しろ十把一からげで一括全面解除などということは本場に無謀だという御意見というものが出てきています。お聞きをしたいと思います。

まず最初に長官にお聞きをしたいと思います。この補償法ができてきたいきさつ、そしてその補償法の今日までの果たしてきた役割、意義、そういったものをどういふふうにお考えになつていらっしゃるのか、簡潔にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(稲村利幸君) 公健法の果たしてきた役割についての御質問でございますが、公健法は我が国の公害対策に多大な貢献をしてきたという認識を持っております。そして公害健康被害者の救済、また、他の諸施策と相まって負荷対象物質であるSO<sub>x</sub>の減少をもたらした、こういう認識を持っております。

○香脱タケ子君 確かにそのとおりなんです、四十年代の初めに、まさに列島騒然と言ったんです、パニック状態と言われるような公害問題、各

種の公害の激発で全国至るところで国民の公害闘争というのははうはいとして起こりました。昭和四十六年の公害基本法の改定で、経済との調和と項などについて公害まき散らしをやるその加害企業のことを考えることに重点を置いたのは公害対策というのとはまたもにいかない、そういう点で経済との調和と項というのを取り除かれて公害行政の基本が確立をしたんです。

そういった中で公害の四大裁判が闘われて、四日市判決を機会に、これはやっぱり民事責任を踏まえて補償法をつくって、短期にせめて被害者の皆さんの救済をしなければというところになって成立した。不十分さはあっても確かに患者さんや被害者の皆さんにとっては、働くこともできない、そして死の恐怖にさらされながら暮らしてもとにもやつていけない、しかし、今日ではそれが命綱になつていくというのが今日の状況なんです。確かに論議の中でSO<sub>x</sub>は減った。これも、そういった激しい国民的運動と闘いの中で公害基本法が改められそうして補償法が制定をされ、そういった国民的な強い世論と運動の中でやつと今日の水準にきたんです。

私はあの当時を知っていますけれども、SO<sub>x</sub>の削減をやれと加害企業に対して言に行つたら、技術開発ができていない、そんなことを言つてまき散らしを平気でやつていたという過去の歴史を知っています。しかし、本場にやらなきゃならぬということで政府が公害基本法を改め、そして補償法をつくりちゃんと言つたことになつた。もう今はSO<sub>x</sub>は問題がないんだと言われるほど、あなた方が問題がないんだと言ふほど軽減をされた。これだつて生易しく企業が軽減をしてきたものではないんだということです。

したがって私は、法の一部改正をするというのであれば、法成立当初から問題になつていたSO<sub>x</sub>だけではなく、NO<sub>x</sub>や浮遊粒子状物質を指定物質にして補償法の制度というものを今日の情勢に合うように拡充をする、そのことが大事であつて、十把一からげに指定地域全面解除の方針

などというものは全く理解できない。これはそうなんです、いきさつから見たら、どうですか。

○政府委員(目黒克己君) 先般来この委員会でも御審議をいただいておりますようにこの基本的な問題は、先生が御指摘になりましたように大気汚染の状況の変化というのがあるわけでございますが、やはり基本的にごさいますのは、この制度発足当初からございました一つの割り切りと申しま

すか、補償する、あるいは費用を負担して補償するということの民事上の責任を踏まえた一つの制度の考え方から申しまして、中公審の答申あるいは各方面の御意見等を参照いたしまして、制度を合理的に保つ、こういう考え方から今回の改正案を含めて私ども進めていく方針を決めたのでございます。

○香脱タケ子君 本法成立当初、指定物質をSO<sub>x</sub>に限らずNO<sub>x</sub>を入れるべきだというのが大きな問題であつた。それは御承知でしょう。当時の橋本道夫審議官は、NO<sub>x</sub>については測定体制が不十分だ、弱いので、それが整い次第にこれは対応するということを法律制度の当時に言うておられたんです。これは私参考にと申つて当時の議事録を出してみました。昭和四十八年九月十九日の当時の特別委員会ですが、そこで私の質問に答えてそう言うてますよ。そうして「こ一、二年の間に早急に窒素酸化物を積極的に取り入れるという観点で、指定地域の基準を新たにそういう観点から洗い直していくことをごさいます。SO<sub>x</sub>が低くても窒素酸化物の高いところはどうかうぐあいにしていくなかということでも私どもは対応いたしていきなさいと思つております。」というところまで言われておつたわけでございます。

(委員長退席、理事曾根田郁夫君着席)  
ですから今度の、NO<sub>x</sub>の問題については度外視をしまして全面解除などというこんな十把一からげな措置というのは、当初をずっと見てまいりました我々にとってはよくもこんなことができないなというふうに本場に思ふんです。これをあえて割り切り割り切りとおっしゃっていますけれど

も、制度を割り切るのかしらぬけれども、患者はそう簡単に割り切れませんよ。こんなことを割り切つてまで一足飛びに割り切ろうというんであれば、これはやっぱり何らかの意図的な結論だとか考えられないですよ。どうですか。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘の点でございますが、制度発足当初から、NO<sub>x</sub>等を指標といたしましてはこの制度の運用上の大きな問題であつたのでございます。私ども環境庁といたしましては、当然それに対してこの諸般の調査研究等を進めてまいつてきたのでございます。

また、先ほど御説明申し上げましたが、この専門委員会報告の中におきましても一つの考え方といたしまして、SO<sub>x</sub>とNO<sub>x</sub>それから浮遊粒子状物質SPMを含めまして、この三つが現在の大気汚染の健康影響に対する主たる影響の大きなものだということの三つにとりあふざるうと。かつ、絞つた上でこの総体としての大気汚染がやはり主たる影響ではない、ぜんそく等の主たる原因とはならない、こういうような御結論のもとに参つたのでございまして、私どもNO<sub>x</sub>についてこれを切り捨てて進めてきたということではないのでございまして。やはり、この問題についても当然私ども一つの大きな課題ということで進めてまいつてきた上でのこの専門委員会の報告の結論なのでございまして。

○香脱タケ子君 長いこと言うてもらつてもさっぱり話にならぬので。SO<sub>x</sub>は改善をされたから見直さんだ。しかし、当初あのSO<sub>x</sub>を指定物質に入れたときからNO<sub>x</sub>は入れなきゃならぬということが問題になつていたんです。測定条件が不安定だとか、まだはつきり安定してないから二、三年様子を見てということになつていたわけなんです。ですから、今この全面指定をやめるといふのはSO<sub>x</sub>がよくなつてきているからやめるといふわけなんです。しかし、空気はそない分けて我々吸うわけにいかぬのですわ、そうでしょうが。環境庁はSO<sub>x</sub>だけや言うけれども分けて吸うことで

ますか。これはできない。この辺は、私もやはり生きて人間としてまともに生きていくために空気は吸わなきゃならないんで非常に大事な点なんです。先ほど高桑先生からも複合汚染についての環境基準などは決めるべき段階へ来ているんじゃないかというふうな御指摘がございましたけれども、非常に傾聴すべき御意見だと思っております。

時間の都合がありますから次へ行きますが、私はこれほど単純でだれでもわかることがなかなかやられないというのはやはりどうも意図的だなどと思うんです。今度の指定地域全面解除、新規患者の打ち切りを前提とするこの法律の一部改正というの、やっぱり歴史的に見たら、この法律ができてからすぐに加害企業、金を出しておる汚染企業からはこの補償法は目のかたきにされて、随分執拗な善き返しがやられてきた歴史を持っていますよね。

多くを申し上げる必要もないかと思いますが、経過を見てみますと、この法律が成立をしたのが一九七三年の九月でございます、翌年の九月に施行されたんですけれども、

（理事曾根田郁夫君退席、委員長着席）

もう既にその年の暮れから翌年の一九七五年あたりは猛烈と巻き返しが、文芸春秋を初めあらゆる出版物、衆参両院でいろいろとやられたということとを私もよく存じております。これは環境庁御当局もよく御承知のとおりだと思っております。

そして、いろいろ並べていったら歴史はありますけれども、大きな節を考えてみますと、例えば自動車排ガス五十年規制の問題をめぐって見えますと、このときも自動車の排ガスを大変厳しく規制しようと言っておった。ところがこのときも、中公審の大気部会と自動車公害専門委員会の審議内容というのが、随分結論が中途半端なことになって二年延びた。一体どうなっているんやというところで国会で随分議論になりましたが、何とその審議内容は、きょうも問題になったように国民や国会には議事録はさっぱり公表されないのに、あの五十年規制のときには自動車工業会に

加盟をしている各社に全部この中公審や自動車公害専門委員会の審議の内容が配られていた、筒抜けだったということが明らかにしたのであります。これは当時我が党の書記局長だったんですが、不破委員長が昭和五十年の一月三十一日の予算委員会でのことを御指摘を申し上げました。二年延期になったというのは御承知です。

○政府委員（長谷川慧重君） 乗用車から排出されますNO<sub>x</sub>のいわゆる昭和五十年規制にかかわります目標値の時期の変更の問題でございますが、先生御案内のことと思っておりますけれども、昭和四十七年に当時開発が進められておりました触媒方式の採用によりまして低減が可能として五十年年度規制が定められたものでございますが、触媒の耐久性等技術開発の動向にかんがみまして四十九年に再度中央公害対策審議会におきまして検討されました結果、当初の目標時期より二年後の五十二年より規制を実施することが適当であるという結論が得られたということで二年間延長したということでございます。

○沓脱タケ子君 とにかく二年延ばしたんですね。

もう一つ大きな節というのは、やはりNO<sub>x</sub>の環境基準の緩和のときでございます。これも御承知のとおり、これは私も当時国会で随分いろいろと御質疑を申し上げましたからよく覚えておりますが、やっぱり中公審やそれぞれの委員会に鉄鋼連盟の方だとか自動車工業会の代表が入ってやられていた。そして環境基準の指針値が上限三倍、下限二倍に緩和をされるという道を聞いたんです。これは事実でしよう。

○政府委員（長谷川慧重君） ただいま先生からお話ございましたように、五十三年の三月に中央公害対策審議会から最近の科学的知見に基づきまして新たな判定条件についての指針が示された、答申されたということは事実でございます。

○沓脱タケ子君 そして今度の指定地域全面解除というくだりになるんですが、私がここで言いたいのは、自動車排ガス五十年規制の延期のときにもそうだったし、そしてNO<sub>x</sub>の環境基準緩和のときにもそうなんですが、大体、自動車排ガスの規制を決めようかという中公審の中に自動車工業会の代表を入れてやるというの、これはちよつと考えられぬですね、実際、自動車工業会の代表とか自動車車を走らせる石油連盟の代表が入っている。しかし、被害を受ける国民の代表は入っていない、被害者の代表はNO<sub>x</sub>の基準緩和のときにもそうなんです。やっぱり経団連の副会長だとか鉄鋼連盟の立地公害委員長だとか自動車工業会の豊田英二、これはトヨタ自動車の会長ですよ、こういう人が参加をしている。これはちよつとひどいことになっておったんです。

しかもそのたびに、政治献金を調べてみたら、自民党の政治献金を受ける団体である国民協会に、排ガス規制のときは二十六億三千八百万円、自民党の各派には七千三百九十五万円というふうな資金が出ています。これは民社党にもこのとき出ています、一億九千七百万円。それからNO<sub>x</sub>の基準緩和のときにも自動車工業会から国民協会に四億五千万円。こういう金がつつとやはりついて回っているわけです。余り細かく言うては時間がないので、こういう歴史があるわけなんです。

今度の指定地域全面解除の答申、この中公審の答申をめぐって今も同じように随分問題になってきています。これ一連の歴史的に見たら、五十年排ガス規制のときもNO<sub>x</sub>の基準緩和のときも今度の指定地域全面解除のときも、全部中公審の答申あるいは指針値というふうなことで、これを隠れみのにして汚染大企業やあるいは財界の意図をずつと許してきたという姿になっているわけなんです。これは政府が制度として許してきたわけなんです。私は、それをやられるたびに環境庁の環境行政というの、一つ一つ重要なところが骨抜きにされてきていると思うんですが、これはどうですか。

○政府委員（長谷川慧重君） ただいま五十年、五十三年の自動車排ガスあるいはNO<sub>x</sub>の環境基準の改正についての経緯についてお尋ね、御意見でございますが、私も自動車単体規制につきましては、当時の自動車の触媒の技術の問題等がございまして五十年からはなかなか自動車に持つていくわけにいかない、触媒等の技術の開発にも少し時間を要するというところで二年を延ばしたという、あくまで技術的な状況の判断に基づきまして二年延ばしたというぐあいに受けとめておるところでございます。

それからNO<sub>x</sub>の環境基準の問題につきましては、五十三年の当時におきます科学的知見が相当に集まったということで、そういう科学的知見を踏まえて人間の健康の保護に必要な環境基準がいかにあるべきかということを、まさに専門の先生方のお集まりをいただきました専門委員会の場において判定条件を示されたので、それに基づいて環境基準を改正したということでございまして、先生のおっしゃるような社会的ないろいろな状況等については必ずしも詳細に存じておりませんけれども、私も、あくまでその時点その時点におきます科学的技術、そういうものの状況に応じて所要の是正をやつてまいったというぐあいに理解いたしております。

○国務大臣（稲村利幸君） 局長から専門的なことを答弁されましたが、私からは、財界の圧力とかそういう言葉がございましたが、財界の圧力のもとに今回の改正が進められるということはこれは決してありません。

○沓脱タケ子君 それだけ言うてくれるなら何も必要ないんですね。

あのね、大気保全局長、私細かいことを言うのは面倒くさいんだけど、面倒くさいというより時間がもったいないんだけど、自動車排ガスのときだって環境庁は科学的知見に基づいて云々だけれども、当時は会議録、議事録が出なくてなかなかわからなかったんだけれども、自動車工業会へばらまかれていた議事録がたまたま私どもの手に入つて見た。そうしたらあのときに、〇・八グラムと〇・八グラムを足して二で割る〇・八

五というのはちょっとぐあいが悪いけれども言うてあるとき〇・八五グラムになったんや。そこからまで明らかになっているんです。それは環境庁はそういう背景について公然と認めたり言うたりできないと私は思うんだけど、そういうこととあるたびに一つずつ環境行政の骨が抜かれていっている。これは見ちゃおれぬなというふうに率直に思うのでこう申し上げておるんです。

公益健康被害補償法が成立して以降の財界の巻き返し、加害企業の巻き返しというのは非常に系統的にやられてきているということを私自身は歴史的にずっと経過を見て感じておりますので、たまたま、お金の動きは一体どうなっているかなと思つて見てみたんです。今部分的に申し上げましたが、実は、政治資金が自治省の公表される制度になつてから、昭和五十一年から六十年までの加害企業の重鎮であります鉄鋼業界とか自動車工業界とか石油業界とか、残念ながら電気事業連合会などはつかめませんが、その他石油化学業界、セメント業界などこの五つの政治献金団体が、財団法人国民政治協会という自民党の政治団体ですが、とりわけここへの政治献金を調べてみた。

鉄鋼業界は五十一年から六十年までの間に、細かいのは省きますが、資料は後でお配りをいたします。が、五十九億三千三百七十六万円ですね。自動車工業界はこの間に三十八億五千九百十四万、石油業界はこの間に十六億二千二百十万円、石油化学業界は九億五千九百三十八万円、セメント業界が七億七千六百二十八万円。この間のこの加害企業全体の国民政治協会への政治資金の総計は百三十一億五千六十六万円なんです。まさに、公金をどんどんまき散らす加害企業が金で買収しているみたいな、お金で環境行政をゆがめて、そして規制を緩めさせて、言うたら自由に垂れ流しがしやすいうようにしてきたというふうなことが絵にかいたように出てきているわけです。

自治省の方、今私政治献金の金額を申し上げましたが、おおむね間違っておりませんか。

○説明員(中地列君) ただいま御指摘の数値で、

「はい、そうです。『その他十五社』だとかそういう社の数が多いのについて私たちがよく確認できませんが、鉄鋼連盟だとか鋼材倶楽部等については確認しているわけでございます。ただきまして資料につきましては、そういう部分については間違いないと数値を確認しているんでございませうけれども、合計についてはちよつとまだ調べてございません。」

○沓脱タケ子君 鉄鋼業界、自動車工業界、石油業界等は確認できるんですね。

○説明員(中地冽君) 鉄鋼業界のうちの日本鉄鋼連盟、鋼材倶楽部、それから自動車工業界におきましては日本自動車工業会、それから石油業界におきましては石油連盟、石油鉱業連盟、全国石油化学工業協会、それから石油化学工業界におきましてはセメント協会につきましては確認してまいったわけでございます。

○香脱タケ子君 自治省でも政治資金収支報告書で確認をされていると思いますので、確認できていないというのは小さくてまだ確認できないといふだけでございますので、その資料をぜひ参考にいただきたいと思います。

こういう金の流れと環境行政というのが、これは考えたくもないんですけれども、そう見ざるを得ない。そういう点でこれは非常に重要な問題だと思つてゐるんですね。特に環境庁長官にお願いをしたいのは、財界の圧力などはありませんと、言葉だけではあかんと思うんですね。やっぱり客観的にこの十数年見たらその都度都度環境行政の骨が抜かれてきている。これはほかの問題も出せばもつとわかるんですが、そういうことにさらに一足飛びにひどいことになるのが今度の指定地域全面解除だということに私は思うので、とりわけ長官に強い注意を喚起したいと思うんですが、いかがですか。

○(国務大臣 稲村利幸君) 沓脱先生から、財界云々との歴史があつてここで改正されるという、注意を私に喚起をすると言われましたが、私ども

は、この制度を今より合理的な公正なものにした  
いな、この本心から出ているものですので御理解  
をいただけたらありがたいと思います。

○沓脱タケ子君 それでは少し具体的なところへ  
質問を向けたいと思います。

一つは、汚染の実態がどうなっているかというのはいろいろの経験もありいろいろ知見も出ておるわけですが、六十一年度環境白書でも「自動車排出ガス測定局について一日平均値の年間九八・八％が〇・〇六ppmを超える測定局は六十五測定局であり、東京都、大阪府、神奈川県等の大都市部に集中している。」「二酸化窒素の環境基準のオーバーしているのがこういうふうになっている」というのが書かれておりますし、専門委員会報告でも、我が国最近の大気汚染は $\text{NO}_x$ 粒子状物質であるというのが書かれておりますね。

私、出身地の大阪府の状況を見て少々驚いているんですね。というのは、大阪市の所管をするN<sup>O</sup>。一般測定局の六十年度の日平均値を見てみると、十二局中四局がオーバールして、八局が基準内だと、八局が。それで、それはちつとよくなっているのかと思って中身を見てびっくりしたのは、オーバールをしている四局というのは○・○六とか○・○六九とか六七とかになっているんですが、この基準内だと言われているのが何ぼになっているのかと思ったら、○・○五七、○・○

五八、〇・〇五九、〇・〇六〇、幾らも変わらぬのですね。こういうひどい状態になっております。さらに自動車排ガス測定局、これは同じく大阪市を調べてデータを見てみたら、十一局全部そろいもそろって〇・〇六の環境基準を突破をいたしております。どの程度かといいますと、これは北摂西淀川の出来島小学校、四十三号線に面したところですが、〇・〇八一ppmです。それから海老江西小学校、これは国道二号線ですが、〇・〇八八ppmです。それで十一局の平均値が何と〇・〇七六ppm、恐るべき高さになっておりますが、間違いないと思います。

○政府委員(長谷川慧彦君) 大阪市におきますN

O<sub>2</sub>の環境基準の状況でございますけれども、自排局あるいは一般測定局も大体先生のおっしゃる通りでございます。

○政府委員（長谷川懸重君） 環境基準は年間九八％値をもつて評価するわけでございますが、それは○・〇六以内という形になっているわけでございまして、そういう面では一般局あるいは自排局の道路周辺の方々ににつきましては環境基準が未達成であるということで非常に残念に思っております。従前からも大阪府ともいろいろ協議をしながら環境基準の達成のために努力いたしておりますところでございます。

○奮脱タケ子君 いや、大体人間が生きていくのに快適かと聞いたんですけれども。私大阪だからよく知っているんですが、これは〇・〇七を超したような地域で、例えばその沿道で二十分立つてたらそんなさい、これは気分が悪いですよ。バスを待つているお客さんたちがおりますが、一緒に二十分立つて待ったら気分が悪くなります。その沿道に住んでいる人たちがこれとして被害がなないと言われるんだろうかと思えますよ。そういう実態は、これは現実だからお認めてくださいますね。

○政府委員(長谷川慧重君) 五十三年の環境基準をつくったときの経緯をよく読んでおるわけですが、そのときには健康からの偏りも考慮しながら判断条件を示したというところでございますので、○・○六を満たしておりますれば人の健康を保護するというところで十分な数値であるといふうぐあいには思ふわけでございます。それを、先生お話しのように○・○一超えて○・○七になったときには快適かと言われますと、そう快適であるとは言いづらいのでございますが、それだからといって病気になるか、健康影響があるかというところになりますと、なかなか一概に私どもでは判断できないといううぐあいには思つておるところでござ

います。

○省脱タケ子君　そういうところに人が住んでい  
るんですよ。これを黙って見過ごしますか。今度  
の法律は指定物質がSO<sub>2</sub>、SO<sub>3</sub>だからというこ  
とでそっぽを向いていられますか、これ。○〇  
八p.p.m.なんてどんな状態か、それは行ってみ  
たらわかりますわ。だから環境庁長官にも四十三号  
線見にきたらどうですか言うたけれども、来な  
かったね、ついに。そういう汚染の状況というの  
は被害者の実態がどうなっているかということに  
あらわれていると思うんですね。これは前回、去  
年の十二月の質疑でも私触れたんですが、公害患  
者で特にぜんそくの患者、二十歳そこそこの若い  
人たちの窒息死というのが次々と後を絶たない  
というのをこの前にも申し上げました。やっぱりそ  
ういう事態というのが続いていますよ。

具体的にちよつと申し上げておきますが、これ  
は二十二歳の女性なんです、亡くなったんで  
す。この人は子供のころからぜんそくがあつて、  
四十九年のいわゆる本制度ができたときの第一回  
のサマリーに参加をしていた人です。一時  
はよくなつていたので、ついにまた発作が起こり  
出しまして通院をしていたんです。ところが、昨  
年の九月二十二日の朝八時十分、ぜんそく発作の  
ためにその近くの民間病院に行きました。で、点  
滴をしてもおさまらないで、夜の十時までいろいろ  
と手当ををして、少し楽になつたからと言つて  
帰つた。ところが、翌朝午前五時二十五分に再び  
重積発作、重篤な発作が起こつて、来院したとき  
には呼吸停止、心停止が起こつていた。急いで蘇  
生の処置をやつて、一遍は蘇生をしたんですが、  
九日目の十月一日についに亡くなつてしまつた。  
これは私驚いたんですが、こういうひどい発作  
に悩まされる方々というのは本当に苦しいんで  
すね。だから、亡くなつた後で点検をするとか舌を  
み切つていふというんです。何回も舌をかん  
でいる。だから舌に穴があいておるといふ患者さんが  
いるというんです。いかに苦しいかということの  
あらわれですよ。

それからまた別の例ですがね、発作が起こつた  
ら救急車を頼んで病院へ運んでもらわなくちゃな  
らない。救急車の出勤を毎度毎度お世話になるの  
で、二階に寝ていたけれどもせめて下までおりよ  
うと思つて階段をおりる途中で発作がひどくなつ  
て息が絶えてしまつた。こういう事実があるん  
ですよ。

それから、家族に迷惑をかけてはならぬと被害  
者の患者の皆さんは非常に心配なさつていて、  
毎度毎度だからね。一人の方はこういうことだ  
す。夜中にあんまり家族を起こしては済まないと思つ  
て一人で吸入器の置いてあるところへそのそ行つ  
て、そしてスイッチを入れる寸前に息が絶えた。  
こういう患者さんたち、これはこんな実例を申  
し上げれば幾らでもあります。これほどひど  
い状況まで被害者が起きていることはひとつ  
環境庁としても御理解をいただきたいと思うん  
ですよ。

こういう個々の例はともかくといたしまして、  
例えばどういふことになつていふかなあというこ  
とで、ある民間病院の診療日誌をずっと調べさせ  
たんです。そうしたら、診察時間以外の時間、い  
わゆる日直とか当直になるこの時間、つまり夜  
の八時から翌日の朝の九時までの間に、その病院  
には一カ月に延べ外来患者が七百四十七人来て  
いるんですが、そのうち四百十七人がぜんそく発作  
の患者である。五六%がぜんそく発作なんです。だ  
から、診療時間でないときに門をたたいて飛ん  
でくるといつたらかなりひどい発作なんです、そうで  
なかつたら遠慮して来ませんよ。それが五六%も  
そういう状況になつていふことなんです。  
ついでに皆言うておきますがね、もう一つは自  
殺者です。公害患者の中にみずから命を断つとい  
うことが随分起こつております。しかし、全国的  
に被害者の中で自殺をされた方を統計をとつてい  
る自治体は、とつていふかおわかりないうんですが、た  
まに尼崎では、お亡くなりになつた方千四百七十  
人の中で自殺をされた方は三十二人です。どんな

自殺の仕方をしておられるかという、一つは首  
つりです。それから、寒い最中に発作が苦しくて  
汚いどぶ川へ飛び込んでいられるんです。もつと何と  
も言えない思いがしたの、酸素のボンベを背  
負つたまままで鉄道へ飛び込み自殺している。そん  
な事例まで出てきていられるんです。

ですから、私は先ほどの議論を聞いてい  
て、長官も部長も制度を切り切るや切り切るん  
やいうておっしゃるけれども、これらの公害の被害  
者というものは、健康を奪われ生活を奪われ働く  
能力を奪われ、最後には命まで奪われているん  
です。こういう被害者の実情と被害者の心情とい  
うものをしっかりと踏まえて対応をしなければなら  
ないと思うんです。長官どうですか。

○国務大臣(稲村利幸君)　省脱先生から今お地  
元の大坂での患者のお苦しみについて訴えられまし  
たが、私、どうですかと聞かれて、正直大変お氣  
の毒に思います、本当にお氣の毒だなと。一日も  
早い治癒を祈ります。

しかし今回の改正で、既に認定をされておられ  
る患者の皆様には従来どおり手抜かりのないよう  
な方向で補償給付を支給してまいりますし、その  
保護に欠けることのないように配慮を今後ともし  
てまいりたい、そういう気持ちでおるわけでござ  
います。

○省脱タケ子君　認定患者にはそういう配慮を  
していきなさいと、そのお気持ちにはわかりました。

ところが、今度の一部改正では新規患者は打ち  
切りというんです。その新規患者の打ち切り  
の科学的根拠は何ですかね。さつきも高桑先生  
おっしゃつたけれども、今認定している人は本  
当に気の毒や、早う治るようになつて十分した  
い、しかしあしたからの人は知りませんと、そん  
な断崖から突き落とすような行政というのはない  
ですよ。一体どういふことですか、これは。

○政府委員(目黒克己君)　この科学的な根拠で  
ございまして、先般申し上げておりますように、  
現在の我が国のいろいろ含めました総合的な一般  
の環境、大氣中に見られます最高濃度レベルの大

気汚染の影響も含めて、四十一の指定地域を全部  
含めた我が国の大氣汚染と健康被害者との関係、  
これについて評価をしたのがこの中公審の答申で  
ございまして。したがってこの根拠に基づきまし  
ては、先ほど来申し上げておりますような動物実  
験を初めといひます総合的な知見の中にこれが  
示されているのでございまして。

打ち切りというお言葉でもございましてけれど  
も、私どもは、新たに解除後にぜんそく等の病氣  
になられる方々に対しましては、先ほど来申し上げ  
ておりますように、中公審の答申にもございま  
したが、個別の補償ということではございませ  
んで、強いて個別と申し上げれば、予防という観点  
も含めまして健康相談を行うとか、あるいはその  
地域の医療体制を充実させるとか、あるいは大氣  
汚染の予防といったような観点からのさまざまな  
事業を考えていふのでございまして。

○省脱タケ子君　さつぱりようわからぬで  
す。予防するや相談するや言うてくれたら、ぜん  
そくの発作を起こして発病している患者に予防す  
るつてどないするんですか。ちよつと理解でき  
へんから聞いています。どないするんですか。病氣に  
かかつてない人を予防する対策をとるといふん  
やつたら話わかるんです。

○政府委員(目黒克己君)　後段で申し上げ  
ましたように、病氣になつた方々には適切な医療保護が  
行われますように御相談をしていただく、あるいは  
は医療体制を充実をする、そういう形で対応を  
いたしたいと、このように考えていふのでござい  
ます。

いずれにいたしましても、この因果関係とい  
うものはつきりしないというふうな状況のもとに  
個別の補償というものは現在の総合的な大氣の汚  
染の中ではできない、日本全体の空氣、いろんな  
ものを含めた空氣の中でできない、こういう趣旨  
のことでございまして。やはり合理性に欠けるとい  
う点で先ほど来申し上げたような趣旨でございま  
す。

○省脱タケ子君　じゃ、そういう人には医療体制



を整備するって、新たに医療体制をつくるんですか。ちよつと初耳なんではつきり教えてくださ

い。

○政府委員(目黒克己君) これは、新たに私どもが基金の事業として行います予防事業の中にその一つとして取り上げているものでございます。ぜんそく等の者はやはりそれぞれの外来あるいは医療機関で治療しているわけでございます。非常に通つておられる方が多いんですけれども、そういうような医療機関の体制を整備する、充実する。今もそれぞれあるわけでございますが、それをさらに専門的な見地から医療を行えるように充実するような方向のものを考えてまいりたい、こういうことで一つの、それがすべてと申すんではないんですが、一つの例ということで申し上げた次第でございます。

○香脱タケ子君 医療体制の整備というのは医療機関、診療機関を整備すると言ふんだね。医療制度はどうなんですか。病院は何ほどもある。そこへ行つたら医療費はどうなるんですか。その分を含めて医療体制を整備しようと言ふんですか。それは大事な点なんです。どうなんですか。

○政府委員(目黒克己君) あくまでも、個々の患者さんに対して、おいでになった専門の医療機関が十分に対応できるように一つの施設を充実するようにしたい、こういうことでございます。

それで、御指摘の個々の補償といひますが、今行われております補償ということにつきましては、先ほど来申し上げておりますように制度の合理性ということでございまして、この費用負担者あるいは民事上の責任を有する人と補償を受ける患者さん方、そういう者との関係からやはり合理的にこの制度を維持することが困難であると。したがって私どもは、個々のそういう形のものではなくて、制度として医療機関の整備というふうな形で充実強化に努めてまいりたい、このような意味で申し上げたのでございます。

○香脱タケ子君 さっぱりようわからぬのです

が、病院をつくるというわけですか。病院つくつたらいろいろ、つくらぬ方がいいのかどうか知りませんが、病院つくつてくれても金がかつたら行けないんですよ。それはどうなんですか。そこが問題なんです、患者にとつては。それはどうするんですか。金出すんやたらどこにでも病院はあるんですよ。

○政府委員(目黒克己君) これは私どもの所管にかかわることではございませんけれども、厚生省全体の問題であらうかと思ひますが、やはり現行健康保険制度を含めまして、医療制度あるいは生活保護の制度等々を含めましてものの中で対応をしていくのであらうというふうな考えでいるのでございます。したがって、特別に補償という形でそれを担保するようなことではないということでも御理解をいただきたいと思つております。

○香脱タケ子君 何やえらいやこしいことを言うたけれども、結局は何にもないというわけですね。わずかな財源だからそんなことやれるはずないとは思つたけれども。

新規患者を打ち切る言ふんだけれども、具体的にこんな場合はどうするんですか。例えば、さつきも事例を言ひましたが、子供のときにかつていても、御承知のように、ちようど中学校を卒業するころになつたらよく再発する。それでまた発作が起るということでも再発というふうな患者さんがいますね。そういう再発の場合はどうするんですか。それも法律、もしこれ適用されるということになつたらアウトですか。そんなのはどうですか。

○政府委員(目黒克己君) この補償制度で割り切つておりますので、例えば現在でも、北海道で発病した方が指定地域へ移動すればこれは認定患者ということ認定するといったような一つの例がございまして、そういうふうなことをとつておるわけでございます。同じように、地域としての割り切りを行っているというのを先ほど申し上げたのでございますが、今度はタイムスパンというところで、一つの時期を境にいたしまして、この

制度の合理性を保つためにはやはり一つの割り切りというものが必要であらうかと思つていたのでございます。

したがって、そのような方につきましては、解除の時点で認定患者でない方々については補償はいたさないということにならうかと思ひます。一般的な制度の中で運用していく、かように考えておるのでございます。

○香脱タケ子君 一人の人が公害被害者で発病して、一たん治癒をして、治癒というか、まあ、転地でもしたら発作は起らなくなる人がたくさんありますからね。それでまた発作がぶり返しても、制度ができてしまつたらもう認定しまへんのか。そんな道理に合わない話なんだけれども、そうなんですか。はつきり言つて下さい。

○政府委員(目黒克己君) そのとおりでございます。

○香脱タケ子君 それはもうだれが考えたつて筋通りませんよ。そんな制度ありますかな。再発しても、いや、もう制度の割り切りでございますので再発する方が悪いんです、それは知りませんが、そんなばかな話ないです。長官どうですか。それからもう一つ、これはいろいろあるんですが、それは企業に勤めていた人です。これは前に私事例を出しましたけれども、例えば、公害認定地域へ昭和二十年からずっと仕事に來ていて昭和五十年にぜんそく発作を起しているんです。

遅発性があるとかないとかいうようなことをおっしゃるけれども、二十年、三十年暴露されて、そして昭和五十年になつてぜんそくが発病している。年に一回、二回入院を繰り返していたけれども、健康保険の本人だからそれに頼つて認定などは要求しなかつた。ところが、健康保険制度が変わりまして一割自己負担ということになつて、年に三回も四回も入院しなくちゃならないということになつて負担に耐えかねて、これはことしの二月でしたか、もうこれはたまらぬということ認定手続をされた方がいました。ところが、二月

に認定手続をして手帳もらつた前の三月十五日に発作のためにおうちで亡くなつてゐる。こういうような事例、これはこの前ちよつと言ひましたね。こういう方というのはあるんですよ、いっぱいいるあるんですよ。

例えば倉敷の川鉄の団地なんというのは、もうあの地域だけ指定地域なのに格段に低いです、認定患者が。企業がお金出す企業だからぜんそくでも言つたら申しわけないと思ふんでしよう、認定を申請してない。そういう人たちがお仕事やめたら、これはもうたまらぬから認定してほしいということになりますわな。そういうその他の制度で何とかやつておつたという、しかし公害健康被害には未申請だつたという人たちというのはこれはどうします、制度発足したらどうしますか。

○政府委員(目黒克己君) 先生から御指摘をいただきましたようぜんそく等の患者さんにつきましては、これは現在でも指定地域外を含めまして全国に大勢おいでになるわけでございます。その方々につきまして現行制度においても一つの割り切りということで、この指定地域というところで制度の中で割り切つていられるのでございます。したがって、制度解除後につきましては、これまで申し上げましたように、今までの現行制度でも割り切つておつたわけでございまして、制度の合理性、それから補償を行う、あるいは費用を負担する、民事上の責任を持つ、こういうふうな民事上の責任を踏まえるというふうな観点から見まして、合理性を保つという点から見まして、やはりこのような方々については今の指定地域外におられるぜんそくの患者さん方と同じような扱いにならうかと、このように思つておるのでございます。

○香脱タケ子君 指定地域内におられるんですか。今指定地域外の話をした。指定地域内はどうなんですか。

○政府委員(目黒克己君) 指定地域内におられる方々が指定地域解除後もやはり現行の指定地域外においてになる患者さん方と同じような扱いにな

ると、こういう意味で申し上げたのでござい

○沓脱タケ子君 それなら、指定地域の中におろ  
うが外におろうが一切認定は受け付けません、申  
請は受け付けませんということなんです。何も  
分けて言う必要はなかった。これは私ちよつと  
承しがない。これはぜひ検討してもらわなくちゃ  
いけない。そんな指定地域で十年、二十年生活し  
ていて、三年が暴露期間だからといって、三年  
たつて発病せんかたれども十年たつてから発  
病したら、これは選発性が保証されてないとか  
んとか言うて認定しないというのは何ば考えた  
ておかしいですよ。こんなことを認めないのは、  
これは割り切り割り切りと言うけれども、科学的  
に根拠ありますか。こんなむちゃなこと。

これはどうですか長官ね、一遍もうちよつと検  
討してみてください。何もかもあかんのやという  
ような話じゃあかんですよ。今の部長の答弁では  
とてもじゃないけれども、納得しがたい。一遍よ  
く御検討いただきたいと思うんですよ。そんな長  
官の手押さえぬでもよろしいかな。口を封じるん  
かいな。あかんですよ、そんな。何てことするん  
ですか。長官、本当に一遍検討してみてください。  
こんな理不尽なことはないです。どつちが大事な  
んや。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘の点でございま  
すけれども、先ほど来申し上げておりますよう  
に、審議会の答申等々を踏まえた形での制度の  
合理性を保つということで行っているものでござ  
います。また、今の先生御指摘の選発性の発病の  
ものについては、これは定説ではないということ  
でこれを否定しているのが今の答申の内容でござ  
いまして、私どもそれを踏まえて、今の指定地域  
を解除いたしました場合に、その後指定地域内で  
発病した方々につきましても今指定地域外で発病  
しておられます患者さん方と同じような扱いにな  
ろうというところでございまして、お答え申し上げたところでござ  
います。

○沓脱タケ子君 過去の暴露の影響というものは

答申にはもう余り尊重されていないんだというこ  
とをあなた盛んに言うんだけれども、大気保全局  
の報告にはちゃんと書いてあるんです。そういう  
この打ち切りは都合のいいところだけつかまえて  
答弁に使うという手法はやめなややっぱ科学的  
的、医学的あるいは政治的に妥当だと思ふような  
議論にならないですよ。これはもう極めて残念で  
すね、こういうやり方は。

そんな冷たいやり方するんだつたらこれは大変  
なんですよつとつと聞いて聞きますが、新たにつく  
る基金の問題、ちよつと一辺聞かしておいてもら  
わぬとこれ危ないですね。中公審の審議中に長官  
が経団連へひそかに行って相談して問題になった  
という基金の五百億、私はおめでたいんでしよう  
か、この五百億は経団連からもうてるのか  
と思つていた。この基金というのは財界、加害企  
業から拠出を求めるといふことではないんですか。

○政府委員(加藤陸奥君) お尋ねの御趣旨が経団  
連が出すのではないのかというお尋ねだつたと思  
いますか……

○沓脱タケ子君 いや、汚染加害企業や、汚染企  
業。

○政府委員(加藤陸奥君) はい、そうでございま  
した。

お答えいたしますが、基金への拠出金は、汚染  
原因者並びに関連のある事業活動を行う者という  
ふうに法律上も定められておるわけでございまし  
て、いわゆる企業体の方からの拠出ということ  
でございます。

○沓脱タケ子君 私これ質問通告してなかった、  
実は、質問をするつもりじゃなかったんです。し  
かし、新規患者の打ち切りについての余りにも血  
も涙もない御答弁を聞いてこれはほうっておけな  
いと思うんで一言聞きたい。汚染原因者と汚染  
関係者からお金を出してもらうというんで、私は  
五百億の基金というから五百億をその企業からも  
うてきて積み上げるのかと思つていた。違ふんで  
すね。もううてきて積み込んでか。

○政府委員(加藤陸奥君) もらつてきてという表

現は必ずしも私きつちり理解し切らぬ面もござい  
ますが……

○沓脱タケ子君 出してもらつてや。

○政府委員(加藤陸奥君) はい、そうです。

○沓脱タケ子君 出してもらうのに、基金という  
名前のお金を五百億出してもらうて積み上げるの  
かと思つていたら、違ふんですね。六十二年度の  
八百七十億を五年間ずつと、来年も再来年も八百  
七十億出してもらうて、新規患者の切り捨てをし  
て、こしと同じだけお金が要らぬで余る分を五  
百億の基金に積み上げていくというんでしよう。  
そういう制度になるらしいですね。違いますか。

○政府委員(加藤陸奥君) 五百億円の基金を積み  
上げる積み上げ方はいろいろ手法があり得るわ  
けでございまして。必要な金額を確保することはま  
ずこれはそういう方向で決まっております。積み  
上げ方の具体的な仕方は、先生おっしゃるような  
形という考え方もそれは確かに一つの割合わかり  
やすい方法ではあると思いますが、少なくともそ  
れが、これ表現の仕方かと思ひますが、少なくとも  
切り捨てた分を積み込むということとは直接の関係はな  
いと存じます。

○沓脱タケ子君 非常に大事と思つておるんで  
すよ。一つの考え方といつても、そのとおりで  
しょう。そうであるようでないような答弁の仕方  
はせんといってください。

それで、こしも来年も再来年も汚染企業から  
同じだけのお金を出してもらうて——大体同じだ  
けでしょう、ちよつと減りますか、新規患者を打  
ち切るからその分の九千人。治つた人や死んだ  
人を含めて三千人。六千人の分が余りますや  
ろ。そのお金を基金に積み上げていくというんで  
すね。ところが、新規患者打ち切りで減らなくな  
ってお金が五百億になかなか積みあがらぬというこ  
となつたら何するんやというたら、結局心配なのは、  
現在の認定患者の救済は続けます、断じて続けま  
すと言つておられるけれども、もし五百億の基金がな  
かなかたまるというこになつたら、早くため  
ようと思つたら、現行の患者さんの打ち切りだと

かランクの切り下げだとかいうてお金を減らし  
て、そして五百億へ早く積み上げるといふような  
ことになりはしないか。これは絶対にあつてはな  
らぬと思うんですけれども、仕組みからいうたら  
そういうことになつていふように思ふんですが、  
その点はどうですか。

○政府委員(加藤陸奥君) 最初に結論の方を申し  
上げますが、既被認定患者の切り捨てとかそのよ  
うなことはあつてはなりませんし、あり得ないこ  
とと存じます。なお、積み上げを早くするとか遅  
くするとかというふうなうづなりのお話は直接  
には関係がないということでも申し上げておるわけ  
でございまして、所要の額は積み上げるようにし  
てまいりたいと考えております。

○沓脱タケ子君 それ以上言ひませぬから、絶対  
に基金をつくるためにということで認定患者の打  
ち切りやランクの切り下げ、こういう血も涙もな  
いことは絶対にやらないということをはつきりし  
てもらいたい。これ長官、はつきりしてください。  
○国務大臣(稲村利幸君) 先生の御意見どおり  
で、従前どおり間違ひなくやらしていただきます  
す。

○沓脱タケ子君 私大分横道にそれてしまいまし  
て。だから、今の新規患者の打ち切りという非常  
に血も涙もないやり方、これが裏腹に基金制度に  
なつてあらわされてきたらもう公害被害者の患者さ  
んの皆さん方の救済というのはちやちやむちゃに  
なるなというふうに思ふんです。非常に心配なん  
で。今長官間違ひなくそういうことはやらぬとい  
うことをおっしゃつたけれども、間違ひありま  
せん。もう一遍聞ひたい。

○国務大臣(稲村利幸君) 法改正に当たりまして  
も既存の患者に対しては従来どおりやらしていた  
だくと。先生の御心配の点は大丈夫でございま  
す。

○沓脱タケ子君 私実は、こういう具体的な問題  
をお伺いした後、どうしてもこの法改正は認め  
ることができないという理由として、法律的な手  
続上の不当性、そして科学的、医学的な不当性と

いうのが解明をされなかったらこんなものまともに認めるわけにいかないというふうに思っていますので、こういう点で質問をしたいと思って準備をしまいいりました。しかし、私の持ち時間終わりのようなのできようはこの辺でやめますけれども、これは先ほど午前中も御指摘がありまして、あれは資料の要求は委員会資料ですね、委員会資料要求になったのでしょうか。私もよとそれが気になって、私もこの科学的、医学的な不当性の問題というか、これについての解明には、実はこの中公害の会議録等についてぜひ提出をお願いをして、それをもとにしてさらにお聞きをしたいと思っておるんです。それで、出していただくまでの内容については御質疑を申し上げておこうと思つたんですが、きょうちよつと持ち時間がありませんが、その点はどうか、出してもらえるんですね。

○委員長(山東昭子君) 理事懇の協議の結果、委員長から環境庁に対してその資料の要請をしたわけでございます。それに対して返事待ちというところでございます。

○沓脱タケ子君 時間が限度が来しましたのできょうはこの程度にいたしますけれども、今まで申し上げました点でも随分問題があるわけですね。私はやっぱりこれだけ国民の命と暮らしにかかわりの深い、しかも客観的には、患者さんだけではなくて日本医師会だとかあるいは日本弁護士会だとか環境会議だとか労働組合とか、あらゆる層からこれはおかしいということで疑義が投げられているというふうなまままでこの法案というのは論議をされてはならないので、これは、法律上の不当な手続上の問題だとか医学的、科学的にいろいろと批判を受けている不当性の問題、そういう疑いのある問題、そういう点をきちんと解明をする必要があるかと思ひます。

そのことが解明をしなかったら、これは中公害の答申でございまして云々とおっしゃつてもそのままだけだと思ふんで、その点の解明をしてもう一遍やはり諮問をし直していただいで、

だれが考えてもまともな思ふような結論をぜひ出していただきたいと思ふわけでございませう。きょうは質問はこの程度にいたしますが、長官、最後にそのことをお願いをしておきたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(稲村利幸君) 先生から再三御指摘の制度改正ということでございますが、今回の制度の改正は、やはりこの中公害の答申に基づいて制度を公正かつ合理的なものとしよう、こういうこととでございますので、私どもの提案理由を改正の方向で御理解いただきたいと思ひます。

○沓脱タケ子君 きょうはこれで一応終わります。

○山田勇君 昭和四十九年九月に現在の公害健康被害補償制度が成立、施行されて以来、公害による健康被害の患者さんの救済についてこの制度の果たしてきた役割は一応の成果をおさめてきたと思ひます。また、現在企業などの事業者が努力して硫酸化物物の環境基準がクリアされ改善されてきたことも事実であると考えます。しかし、これらのことは国民の健康を守り福祉の向上という観点からすれば当然のこととて、より一層の努力は必要であることは言うまでもありません。

さて、今回政府が公害健康被害補償法の改正案を提出してきた背景には、国として、国民の生命、健康を守るための努力を財源面も含めて完全に果たしていくといった約束のようなものが込められていると考へますが、制度改正の背景のねらいといったところをまず長官にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(稲村利幸君) 今回の公健制度の見直しは、硫酸化物物の著しい減少など大気汚染の状況の変化や大気汚染と健康影響に関する科学的知見の進展を踏まえ、今後の第一種地域のあり方について中公害において三年にわたり慎重に御審議の上取りまとめられた答申に基づき制度を公正かつ合理的なものとするものでございませう。さらに、今回の制度改正により、今後はこれまでの公害患者に対する個別の補償から健康被害予防事業

の実施等総合的な環境保健施策を積極的に推進することなどにより、地域住民を対象とする大気汚染による健康被害の未然防止に力を入れてまいりたい、こういうふうな考えをしております。

○山田勇君 昨年十月の中央公害対策審議会の答申を受けて今回の公害健康被害補償法改正案を提出することになったと理解しているわけですが、この中公害の答申について何点かお尋ねをしておきたいと思ひます。

この中公害の答申では地域指定の解除が適当であると述べられておりますが、これらの具体的な根拠は、また基準は示されておりますか。

また、地域指定の基準について四十九年答申以後科学的な知見が進んだと考えますか。その意味で、新たに地域指定の判断基準は示されましたか。新たな地域指定の判断が示されてないとするならば、今後公害がひどくなり大気汚染が一層深刻になったとき、ひいては公害患者が増大するという事態が発生したとき、その後データなどを整えて地域指定をする、このようなことでは後追いで行政のそしりは免れません。衆議院における委員会や中曾根総理は、今後の状況によつては新たに地域指定、患者さんの認定を行うと明確に答弁をされておりますが、この点について具体的にどう取り組むのかをわかりやすくお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(目黒克己君) まず第一点でございますが、中公害の答申の中で指定地域の解除が相当であるという根拠、基準という点でございます。これは昭和三十年代あるいは四十年代当時は、先ほど来御議論いただいておりますように、硫酸化物物等による大気汚染が非常に甚しく、そして大気汚染が一部の地域のぜんそく等の主たる原因と考へることができたのでございませう。しかしながら、今のような現在の改善された大気状況のもとでは、当時とは違つてまいりました大気汚染がぜんそく等の主たる原因とは考へられなくなつてきたのでございませう。大気汚染の健康に対する影響の程度を疫学調査等で定量的に把握するという

ふうなことが困難になったのでございませう。したがひましてこのために、現在の大気汚染の状況に即しました解除要件を設定するということができなかったのでございます。今回の解除の根拠は、大気汚染がぜんそく等の主たる原因ではない、大気汚染の影響が定量的に把握できない状況であるということである以上、ぜんそく等の患者さんすべて大気汚染が原因であるとみなして補償を行うことは合理性に欠けるといふことにあるのでございませう。したがひまして、解除要件を待つまでもなく、このような定量的な判断ができない、このような状況のもとでは現行の指定地域をすべて解除することが適当と考へたのでございませう。

それから第二点の、四十九年度の答申以降の指定地域の指定基準に関する科学的な知見は進んだのか、あるいは新たな基準が示されたのかという御質問でございますが、四十九年以降環境庁におきましてはNO<sub>x</sub>、窒素酸化物等の健康影響の解明に努めてまいりまして、いわゆる国民健康保険のレセプトの調査、あるいは疫学調査でございませうがATS調査等諸般の調査を行つてまいつたのでございませう。また、環境庁以外におきましてもさまざまな調査研究が実施されまして、NO<sub>x</sub>等に関する知見が格段の進歩を見たのでございませう。このように新しい内外の知見がございませうが、これらの中公害におきまして検討をいたしましたところ、現在の大気汚染は、先ほど申し上げましたような総体としてぜんそく等の主たる原因とは言えない、あるいはその影響の程度を定量的に示すことができないといったような評価でございませう。このような状況の中では、昭和四十九年制度発足当初の中公害答申のように特定の物質について何ppmといったような形で指定や解除の基準を示すことができないというように審議会が判断したのでございませう。

さらに、新たな基準がでないといふれば、衆議院の審議の際の総理の、新たな指定もあり得る云々という点に關します点、どのようにこれを措置していくのかという点についてでございます

が、現在の大気汚染の状況のもとにおきましてはやはり公健法によります地域指定を行うことが合理的であるような実態にない、このようなことから基準を作成するに至らなかったわけでございます。

これは先ほど述べたとおりでございますが、万一将来、大気汚染が悪化したしまして公害健康被害補償法によります地域指定を考へるような事態になりますれば、その時点で科学的知見あるいはデータに基づいて適切に判断をしまいたい。例えば、まず万が一あり得ないということではあります、硫酸酸化物の濃度がかつて地域指定を行った当時のように現在の数倍の程度になったときには再指定が考へられるのでございますし、また窒素酸化物等につきましては、それによります健康被害についての科学的知見が得られ、公害健康被害補償法によります指定が適当であるというふうな考へられるような事態に至りますれば、その時点で科学的知見に照らしまして再指定を行うことになろうと、こういうように理解をしているところでございます。

○山田勇君 中公審の指定解除の結論はNO<sub>x</sub>、窒素酸化物の健康に対する影響について十分な解明をしないままに出されたのではないかとと思われるんですが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) 中公審の結論としてNO<sub>x</sub>の健康影響は未解明かという点についてでございますが、この専門委員会の報告におきましては、現在の総体としての大気汚染とそれから健康被害との関係についてさまざまな角度から評価を行ったのでございます。NO<sub>x</sub>によります影響も含めて現在の大気汚染総体として結論を出したわけでございまして、その結果、現在の大気汚染は総体といたしましてぜんそく等の主たる原因とは言えない等の評価が行われたのでございます。

○山田勇君 NO<sub>x</sub>及びSPMの環境基準が未達成でなお改善を要するのではないかと思ひますが、この点、環境基準が達成されるのを待つてから解除の措置を行つても遅くはないという考へ方

もありますが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) NO<sub>x</sub>とかあるいはSPMにかかわります環境基準が達成されてから解除を行うことが妥当でないのかという御質問でございますが、まず環境基準の考へ方でございますが、先ほど大気局長の方からもお答え申し上げましたとおり、健康で快適な生活のため維持達成されること望ましい基準というものが環境基準でございまして、その環境基準を超えたら直ちに病気になるというものではないのでございます。

それと、第二点の点でございますが、専門委員会の報告では、先ほど申し上げましたが、現在の大気汚染は健康に何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できないが、しかしぜんそく等の主原因とは考へられない、こういう専門委員会の報告があるわけでございます。したがしまして、これを踏まえまして、これまでのようにぜんそく等の患者をすべて大気汚染によるものということとみなしまして補償を行うというところは合理的ではないということから中央公害対策審議会は地域指定の解除という結論に至つたものと、このように私も理解をしているところでござい

ます。

○山田勇君 NO<sub>x</sub>等について、幹線道路沿いなどの局地的汚染による健康影響について解明されていない点が残っていると考へますが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) 幹線道路の沿道とかあるいは局地汚染の影響についてでございますが、中央公害対策審議会におきましては、一般環境よりも汚染レベルの非常に高い一部の幹線道路の沿道といったようなものを含めましてそれを検討しまして、そして得られました科学的知見によつたわけでございまして、その知見等によりますれば、先ほど申し上げましたように民事上のものを踏まえて地域指定を行ひまして補償を行うということ合理的ではない、こういう考へから幹線道路沿道等を含めまして現行の指定地域のすべてを解除する、このような結論に到達したのでござい

ます。特に、中公審のもう一つの結論でございまして、今後とも大気汚染の健康影響等の解明、こういうことにつきましては調査研究を一層今後とも推進をしていくということでございまして、特に、新たにサーベイランス・システムを早急に構築をいたしまして一層これらのことに努力を払つてまいりたい、このように考へているわけでござい

ます。このサーベイランス・システムと申しますのは、継続的に大気の状態とそれから一定の地域の住民の健康というものに関する各種の指標を取り寄せまして、この二つを関連させながら大気汚染の健康に対する影響の程度というものを系統的にかつ継続的にとつていく、こういうようなシステムでございまして、これらのシステムにつきましてはまだまだ検討をしなければならぬ多くの点があるわけでございまして、このような点を現在既に六十二年度の予算の中で御検討をいただいておるのでござい

ます。

○山田勇君 新しい測定的なものすべてジョイントしながらこういうのを監視していくということですが、新しい測定器みたいなものでござい

ます。○政府委員(目黒克己君) もちろん現在の時点では各種の大気汚染の状況等については把握をいたしておるのでございます。それらの既存のそういう機器を使つて行つていくというのが一つの前提でござい

ます。御指摘の公害健康被害補償法の第二条四項に基づきます中央公害対策審議会に對します諮問の手続といたしましては、この二条四項と申しますものは、指定地域の指定と解除に關します政令の制定とかあるいは改廃の立案をしようというときには、内閣総理大臣は中央公害対策審議会及び関係の地方自治体の長の意見を聞かなければならぬ、こういうことで、私もそういう根拠に基づいて聞くわけでござい

ます。○山田勇君 この地域指定解除をする際の事務的な手続について既に相当各先生方質問をなされておりますが、確認をする意味でお聞きをしてお

ます。公健法に基づく大気汚染地域の指定解除は、総理大臣としては中公審と地方公共団体から意見を聞かなければならないと考へております。地方公共団体の方からは昭和六十一年十二月二十日付で聞いています。昨年十月の中公審の答申は、五十八年十一月、当時の環境庁長官が公害対策基本法に基づいて出した諮問に對するもので、この公健法の規定では、同法の第一種地域の指定解除をする場合は内閣総理大臣が中公審の意見を聞かなければならないとなつておりますが、この点はどう

なるか。○政府委員(目黒克己君) 現在答申として出ておりますものは、これは公害対策基本法によります一つの基本的な重要事項ということでこの指定地域のあり方について諮問をしておりまして、その結果このような答申を得たという経過でござい

ます。御指摘の公害健康被害補償法の第二条四項に基づきます中央公害対策審議会に對します諮問の手続といたしましては、この二条四項と申しますものは、指定地域の指定と解除に關します政令の制定とかあるいは改廃の立案をしようというときには、内閣総理大臣は中央公害対策審議会及び関係の地方自治体の長の意見を聞かなければならぬ、こういうことで、私もそういう根拠に基づいて聞くわけでござい

政令を立案いたしますまでに中央公害対策審議会及び関係地方公共団体の長の意見を聞くという手続を尽くすということを決めておるのでございす。それで、地方公共団体のこの意見につきましては既にこれを聞いておるわけでございす。中公害への諮問といたしましては、政令立案までに、この指定解除にかかわることといたしまして中公害へ諮問を行いましてそして答申をいただくというようにいたしておるのでございまして、これから二条四項に基づきます中公害に対する諮問というものをを行うことになる、こういう手順になつていましてございす。

○山田勇君 地方自治体の意見書の中でNO<sub>2</sub>の影響について触れていますが、専門委員会報告を見ましても、窒素酸化物の高濃度地域は東京、神奈川、大阪といった大都市になっておりますが、この地域の環境改善策についてはどのような取り組みをいたしますか。

○政府委員(長谷川重君) 大都市におきまして窒素酸化物対策のお尋ねでございす。御案内のとおり従前からやっておりますのは三本の柱というところでやっております。一つ目は、自動車一台一台から排出されます排出ガスの削減のための規制の強化、それから最新規制適合車への代替促進。二番目が、交通の抑制、分散を図るための交通対策の推進。三番目が、固定発生源の規制の徹底と規制対象施設の拡大という三つの柱を進めてまいっているわけでございす。

もう少し詳しく御説明申し上げますと、まず自動車一台ごとの対策でございす。これまで数回の規制強化を加えてまいっておりますけれども、本年一月に、ディーゼルトラック等の窒素酸化物排出量の大幅削減を内容といたしまして自動車排出ガスの許容限度の改正を行ったところでございす。現在、中公害におきましては引き続き窒素酸化物の一層の低減等についての検討を進めていただいております。この結果を待ちましてさらに規制の強化等所要の施策を進めてまいりたいと思っております。それ以外に、最新規制適合車に対します税制上の優遇措置などを講じてまいりたいと思っております。推進しているところとございす。

次に交通対策でございす。現在、阪神地区を中心といたしまして、輸送の共同化や道路の立体交差化などの自動車交通の抑制、分散を図るための各種の対策を総合的に実施するため、学識経験者、関係省庁、地方公共団体等によって構成されております検討会を設けて検討を進めておる段階でございまして、本年度中には計画という形で取りまとめをいたしたいというぐあいに考えているところでございす。それ以降計画を随時推進してまいりたいというぐあいに思っております。さらに、メタノール車とか電気自動車等の低公害車の普及につきましてもいろいろ積極的な対策を講じてまいりたいというぐあいに考えております。

それから三番目の固定発生源対策でございす。六十年三月に既設の工場、事業場に対します総量規制基準の適用を行ったところでございす。六十一年の九月には小型ボイラーの規制対象施設への追加などの対策を進めてまいっているところでございす。今後ともこれらの規制の円滑な施行及び規制の遵守徹底を図りますとともに、未規制施設や小規模施設にかかわります対策にも取り組んでまいりたいというぐあいに考えているところでございす。

以上申し上げましたような対策を総合的に推進することによりまして大都市地域におきましてNO<sub>x</sub>の低減を図つてまいりたいというぐあいに考えているところでございす。

○山田勇君 各年度において既存認定患者の方々の指定疾病を種別ごとに見ますと、気管支ぜんそくの患者の増加が著しいのですが、この原因はどのようなところから来ているのか。気管支ぜんそくの病気の原因は、その治療の確立については厚生省などと連携のもとその救済に全力を尽くすべきではないかと思ひますが、その点はいかがでしようか。

また、既存認定患者についての補償については、現在の認定制度はそのまま継続されるのは当然として、認定の更新の際にも不利益にならないような措置を考へなければならぬと考えます。この二点について具体的にどうお考えになつておられるのかお聞かせいただきまして、私の質疑を終わります。

○政府委員(目黒克己君) 指定疾病の中で特に気管支ぜんそくの増加が著しい、この点についてどのように認識しているのか、あるいはこの疾病の原因は、治療方法開発、こういうことについてというところでございす。現在の被認定者の数は、昭和五十年の後半から毎年新規の認定患者数が約九千人、それから制度を離脱していき、離脱者数が約六千人、それから現存の被認定者数の増が結局差し引き三千人という水準で推移をいたしてきております。指定疾病で見ますと、気管支ぜんそくの患者の増加が著しいのでございまして、これが被認定者数の増となつていましてございす。このように毎年九千人の新規の認定者が存在するということももちまして現在の大気汚染の状況下においても疾病が多発しているとする考え方もあるものでございす。しかしながら、ぜんそく等の疾患と申しますものは非特異的疾患でございまして、大気汚染以外の原因によつても発症する、こういうことなのでございす。

したが、いま、この大気汚染の程度にかかわらず患者がさきまの原因で発生するのは当然のことというふうにも受けとめておるわけでございまして、この大気汚染と健康被害との関係という点についての検討をいたしたのでございす。この大気汚染による患者の発生は過剰の意味を持つということ、そしてこのような点に留意してない数字自体をもつて評価されるというふうなものではない。すなわち、この大気汚染による患者の発生というものが被認定者数の増加ということとイコールではないという点が私ども考えている大きな点でございす。

そういたしますと、最後の御質問で、なぜ気管支ぜんそく等の患者が増加してくるのかということになるのでございす。この気管支ぜんそく等の患者につきましましては、この十年間全国的に増加の傾向にあるのでございす。その増加率でございすけれども、昭和五十年後半以降の認定者のうちの気管支ぜんそくの患者の増加率というものを調べてみますと、また比べてみますとほぼ同じような水準で増加をいたしてきていましてございす。そうしますと、全国的に気管支ぜんそくが増加傾向にあるということはどういうことかという点になるのでございす。これにつきましましては、国民の健康に対する意識とかあるいは医療水準が非常に向上してきたとか、あるいはアレルギー素因が増加してきたとか、都市的な生活様式が拡大したことによりまして食生活とか住環境等の変化とか、高齢化の進展等の原因も考えられているわけなのでございす。いずれにいたしましても、明確な科学的証明、説明をされているのではないのでございす。

私どもこの点につきましましてはどのように対応するかという点でございすけれども、先ほども申し上げましたが、新たに基金を財源として行います事業の中で、この予防的な観点あるいは健康回復の観点等からこの病気の原因の究明、治療方法の開発というふうなことで対応したいと、このように考えておるのでございす。また御指摘の、これらの事業を行うに当たりましては、厚生省等を含めまして関係の省庁とも十分に連絡をとりながら効果的に進めてまいりたいと、このように考えているところでございす。

○国務大臣(稲村利幸君) 山田先生から、既存認定患者の補償及び保護について十分留意をするようにという改訂の御指摘でございす。この改正において指定解除が行われた場合に、既に認定を受けた患者に対しては当然従前どおり補償給付の支給を行い、その保護に欠けることのないよう配慮してまいりたい。また、健康被害を生じさせないことが環境行政を進める上で最も大切なことであり、今後は、健康被害予防事業の実施等総合

的な環境保健施策を推進し、大気汚染による健康被害の予防に万全を期していきたいと、こう考えております。

○委員長(山東昭子君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(山東昭子君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(山東昭子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

八月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願(第一〇五六号(第一〇五七号)(第一〇五八号)(第一〇五九号)(第一〇六〇号)(第一〇六一号)(第一〇六二号)(第一〇六三号)(第一〇六四号(第一〇六五号)(第一〇六六号)(第一〇六七号(第一〇六八号)(第一〇六九号)(第一〇七〇号(第一〇七一号)

第一〇五六号 昭和六十二年八月十一日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 北九州市八幡東区祝町一ノ九ノ一  
八 山路信子 外五百五名  
紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第一〇五七号 昭和六十二年八月十一日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪市福島区吉野四ノ四ノ二 柴

紹介議員 市川 正一君  
この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第一〇五八号 昭和六十二年八月十一日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 北九州市八幡西区則松六ノ一ノ

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第一〇五九号 昭和六十二年八月十一日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 北九州市門司区大里戸ノ上二ノ一

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第一〇六〇号 昭和六十二年八月十一日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪市此花区伝法三ノ四ノ九 河

紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第一〇六一号 昭和六十二年八月十一日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪市西淀川区大野三ノ四ノ一八

紹介議員 畑中俊男 外九十三名

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第一〇六二号 昭和六十二年八月十一日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 福岡県遠賀郡水巻町吉田二、九〇

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第一〇六三号 昭和六十二年八月十一日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪市西淀川区百島一ノ二ノ三四

紹介議員 佐藤 昭夫君  
この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第一〇六四号 昭和六十二年八月十一日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市連島中央五ノ三〇ノ

紹介議員 下田 京子君  
この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第一〇六五号 昭和六十二年八月十一日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 福岡県遠賀郡水巻町下二、〇三

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第一〇六六号 昭和六十二年八月十一日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 福岡県遠賀郡水巻町下二、〇三

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第一〇六七号 昭和六十二年八月十一日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪市西淀川区大野三ノ三ノ一

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第一〇六八号 昭和六十二年八月十一日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 福岡県直方市殿町二ノ四三 河

紹介議員 宮本 顯治君  
この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第一〇六九号 昭和六十二年八月十一日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪市西淀川区百島一ノ三ノ一〇

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第一〇七〇号 昭和六十二年八月十一日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪市西淀川区柏里三ノ一五ノ四

紹介議員 吉岡 吉典君  
この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第一〇七一号 昭和六十二年八月十一日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪市西淀川区大野三ノ一五ノ四

紹介議員 吉岡 吉典君



公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願

請願者 北九州市八幡東区松尾町二〇ノ一

六三原智 外九十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

八月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案  
案第百八回国会提出、衆議院継続審査

(小字及び一は衆議院修正)

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公害健康被害の補償等に関する法律

目次中「公害健康被害補償協会」を「公害健康被害補償予防協会」に改める。

第一条中「を行なう」とともに「を」並びに「に」

「事業を行なう」を「事業及び大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行なう」に、「に係る被害者」を「被害者等」に改め、

「保護」の下に「及び健康の確保」を加える。

第十三条第二項中「公害健康被害補償協会」を「公害健康被害補償予防協会」に改める。

第五十二条第一項中「を行なう」を「行う」に改め、

「処理に要する費用」の下に「(以下「補償給付支給費用等」という。)を加え、(のうち第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の汚染の原因である政令で定める物質を排出するものを削り、

「で、最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に応じて政令で定める量以上であるものを、各年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この章において同じ。)の初日において設置している事業者」を「を」設置し、又は設置していた事業者で、次に掲げるものに改め、同項に次の

各号を加える。

一 第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の汚染の原因である政令で定める物質を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に応じて政令で定める量以上である工場又は事業場を、各年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この章において同じ。)の初日において設置している事業者

二 第一種地域の指定がすべて解除された場合にあつては、その解除があつた日(以下「基準日」という。)の前日の属する年度(以下「基準年度」という。)の初日において前号の政令で定められていた物質(以下「対象物質」という。)を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が基準年度の初日において同号の政令で定められていた地域の区分に応じて同号の政令で定められていた量以上であつた工場又は事業場を基準年度の初日において設置していた事業者。ただし、基準日以後も基準日前にされた第四条第一項の規定に係る被認定者及び認定死亡者(以下「既被認定者」という。)に関する補償給付支給費用等が生ずる場合に限る。

第五十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第一種地域の指定がすべて解除された場合において、基準日があるときは、前項第二号に掲げるばい煙発生施設等設置者に対する同項の規定の適用については、同項中「毎年度」とあるのは、「基準日の属する年度の翌年度から毎年度」とする。

第五十三条第一項を次のように改める。

各ばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷量賦課金の額は、次の各号に掲げるばい煙発生施設等設置者の種別に従い、当該各号に定める額とする。

一 前条第一項第一号のばい煙発生施設等設置者 当該ばい煙発生施設等設置者が排出する

同号の政令で定める各物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における年間排出量を乗じて得た額の合計額

二 前条第一項第二号のばい煙発生施設等設置者 次のイ及びロに掲げる額を合算した額

イ 対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に基準日前の既被認定者の指定疾病に影響を与えた大気の汚染の状況その他の事情を勘案して政令で定める年から基準年度の前年度の初日の属する年までの期間(以下「算定基礎期間」という。)の各年における対象物質の年間排出量を大気の汚染の状況に応じた地域の別その他の事情を勘案して政令で定めるところにより換算して得た量を累積した量(以下「累積量」という。)を乗じて得た額の合計額

ロ 基準日以後に排出される対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における対象物質の年間排出量を乗じて得た額の合計額

第五十四条中「前条第一項を(前条第一項第一号)に、(第五十二条第一項に規定する費用)を、補償給付支給費用等」に改め、「見込まれる金額」の下に「(以下「賦課金見込額」という。)のうち既被認定者以外の被認定者及び認定死亡者に関する金額」を加え、「同項」を「第五十二条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額は、当該各号に掲げる事項を基礎として政令で定める。ただし、第二号に掲げる賦課金額は、同号の対象物質による大気の汚染の状況に応じた地域の別に従い定めるものとする。

一 前条第一項第二号イの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に既被認定者の指定疾病の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出した算定基礎期間における対象物質ごとの総累積量

二 前条第一項第二号ロの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に(一)から前号の政令で定める率を乗じて得た率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出する前年度の初日の属する年における対象物質ごとの総排出量

第五十五条第二項中「第五十二条第一項」を「第五十二条第一項第一号」に改め、「政令で定める物質」の下に「又は基準日以後に排出される対象物質」を加え、「添付しなければ」を「添付しなれば」に改める。

第五章 公害健康被害補償協会を、第五章 公害健康被害補償予防協会に改める。

第六十八条中「並びに第四十八条を、第四十八条」に改め、「納付金の納付」の下に「並びに大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業及びこれを行う地方公共団体に対する助成金の交付」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第七十二条中「公害健康被害補償協会」を「公害健康被害補償予防協会」に改める。

第七十七条第一項本文を次のように改める。

会長は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第八十八条中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究、知識の普及及び研修

五 大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練又は施設若しくは機械器具の整備を行う地方公共団体(施設又は機械器具の整備を行う者に対して助成を行う地方公共団体を含む)に対する助成金の交付

第九十条第一項中「環境庁長官及び通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第九十四条に次の一項を加える。

三 協会は、第一項の規定による環境庁長官及び通商産業大臣の承認を受けた財務諸表を各事務

所に備えて置かなければならない。  
第九十八条の次に次の一条を加える。  
(基金)

第九十八条の二 協会は、第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金を設け、大気の汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者その他大気の汚染に関連のある事業活動を行う者から拠出される拠出金をもつてこれに充てるものとする。

2 協会は、基金に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3 前条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で運用方法を特定しないもの」と読み替へるものとする。

第九十八条及び第九十九条第一項中「環境庁長官及び通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第九十九条中「(以下に)」の次に、次項に規定するもののほかを加え、同条に次の一項を加える。

2 協会は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

第九十九条の見出し中「大蔵大臣」を「大蔵大臣等」に改め、同条第一項第三号中「第二号」の下に「第九十八条の二第三項において準用する場合を含む。」を加え、同条に次の一項を加える。

3 環境庁長官は、第九十九条第一項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長(大蔵大臣を除く。)に協議しなければならない。

第九十九条の次に次の一条を加える。  
(主務大臣)

第九十九条の二 この法律において、主務大臣は、環境庁長官及び通商産業大臣とする。ただし、第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、環境庁長官とする。  
第九十九条中「五万円」を「十万円」に改める。

昭和六十二年九月十七日印刷

第九十九条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第九十九条中「五万円」を「十万円」に改める。

第九十九条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四号中運用したを運用し、又は第九十八条の二第三項において準用する第九十八条の規定に違反して基金を運用したに改め、同条第五号中「環境庁長官及び通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

附則第十九条の二の次に次の二条を加える。

(拠出金の事業費への充当)

第九十九条の三 協会は、第九十八条の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、同項に規定する者から拠出される拠出金の一部を第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に要する費用に充てることのできる。

2 環境庁長官及び通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(協会に対する財政上の措置)

第九十九条の四 政府は、協会が第九十八条の二第一項の基金の運用により生ずる収益によつて第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に必要な経費の財源を確保することができるとの間、協会に対し、基金に関する財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に公害健康被害補償予防協会という名称を使用している者については、改正後の公害健康被害の補償等に関する

昭和六十二年九月十八日発行

法律第七十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 この法律の施行の際現に公害健康被害補償予防協会の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公害健康被害補償予防協会

公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)

(法人税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

公害健康被害補償予防協会

公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)

(売上税法の一部改正)

第七条 売上税法(昭和六十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第三第十五号ト中「公害健康被害補償法」を「公害健康被害の補償等に関する法律」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「公害健康被害補償協会」を「公害健康被害補償予防協会」に改める。  
(水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法等の一部改正)

則の適用については、なお従前の例による。  
(所得税法の一部改正)

第五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局